

令和5年度 設計積算標準(工事編)

[農 地]

令和5年10月1日

番号 _____

静岡県交通基盤部

目 次

第1章 土木請負工事価格積算基準

第1節 総 則

1-1 目的	1-1
1-2 適用範囲	1-1
1-3 関係基準	1-1
1-4 積算の留意事項	1-1
1-5 請負工事費の構成	1-3
1-6 請負工事費の構成費目	1-4
1-7 工種区分	1-5
1-8 請負工事費の算定	1-7
1-9 歩掛単価表等の単位及び数位	1-7

第2節 直接工事費積算基準

〔1〕 材料費

1-10 材料費	1-8
----------------	-----

〔2〕 労務費

1-11 労務費	1-9
1-12 職種区分表	1-12

〔3〕 機械経費

1-13 機械経費	1-18
1-14 用語の定義	1-18
1-15 機械経費の構成	1-19
1-16 機械損料の積算	1-19
1-17 機械賃料の積算	1-23
1-18 燃料費及び油脂費	1-23
1-19 電力料	1-23
1-20 運転労務費	1-24
1-21 消耗部品費	1-31

〔4〕 その他

1-22 その他	1-31
----------------	------

〔5〕 市場単価

1-23 市場単価	1-32
-----------------	------

〔6〕 土木工事標準単価

1-24 土木工事標準単価	1-33
---------------------	------

〔7〕 施工パッケージ型積算方式	
1-25 施工パッケージ型積算方式	1-34
〔8〕 仮設材経費	
1-26 仮設材経費算定基準	1-38
第3節 間接工事費及び一般管理費の積算基準	
〔1〕 共通仮設費	
1-27 共通仮設費の内容	1-42
1-28 共通仮設費の積算基準	1-43
1-29 運搬費（積上分）算定基準	1-50
1-30 重建設機械の分解・組立・運搬費	1-54
〔2〕 現場管理費	
1-31 現場管理費の内容	1-59
1-32 現場管理費の算定	1-61
1-33 現場管理費の補正	1-62
〔3〕 一般管理費等	
1-34 一般管理費等	1-63
1-35 一般管理費の内容	1-63
1-36 付加利益の内容	1-64
1-37 一般管理費の算定	1-64
1-38 一般管理費の補正	1-64
1-39 支給品等の取扱い	1-65
〔4〕 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の留意事項	
1-40 産業廃棄物処分費等の補正の取扱いについて	1-66
1-41 各間接工事費等の対象額区分について	1-66

第1章

土木請負工事価格積算基準

第1章 土木請負工事価格積算基準

第1節 総 則

1－1 目 的

この積算基準は、土地改良事業等の土木工事を請負施工に付する場合について必要とされる工事価格の積算方法について統一化・標準化し、もって積算事務の合理化を図る事を目的とする。

1－2 適用範囲

この積算基準は、静岡県が施工する土地改良事業等の農業土木工事（施設機械製作据付工事、管轄工事、建築工事、電気通信工事等特殊工事を除く）に適用する。

ただし、この基準により難いと認められる場合はこの限りではない。

1－3 関係基準

- 工事価格の積算は、この基準によるほか農林水産省農村振興局が定める下記通達に準拠して行うものとする。

(表1－3－1)

通 達 等	掲 載 図 書
土地改良事業等請負工事の価格積算要綱	土地改良工事積算基準（土木工事）
土地改良事業等請負工事積算基準	〃
土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準	〃
土地改良事業等請負工事標準歩掛	〃
土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛	〃
土地改良事業等請負工事積算基準等の運用	〃
施工パッケージ型積算方式の試行	〃
土地改良事業等請負工事機械経費算定基準	〃 (機械経費)
土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準	〃
土地改良工事数量算出要領(案)	

※ 一部を除き、農林水産省HPに掲載済

- 前項に示す通達等は、次のとおり読み替えるものとする。

- 農林水産省…………… 静岡県
- 国営及び直轄工事…………… 県営工事
- その他県の基準としてなじまない語句…………… 1、2に準ずる。

1－4 積算の留意事項

積算に当たっては、下記事項に留意して行うものとする。

- 関係法令及び図面、仕様書その他の契約内容に適合すること。

- (1) 労働条件、安全対策、車輌交通、その他法令の規制を受けるものについての積算は、これらの法令を遵守する内容でなければならない。
(2) 設計内容を十分理解のうえ、図面、仕様書、その他で規定するすべての事項が確実に施行されるに足る価格の積算に努めること、従って積算の裏付けのない仕様、規定等があつてはならない。

- 施工条件を十分考慮すること。

次の事項について、予め十分な調査を行い、その結果に基づいて積算すること。

- (1) 施工に必要な施設に関する調査

電源、工事用道路、仮設用地、給水源等の位置、容量、規模、その他工事計画に関する事項。

(2) 第三者に及ぼす影響調査

工事の施工によって、交通、用排水、住居、その他第三者に与える障害の有無及び程度とその対策等、工事施工の順序方法に制約を与える事項。

(3) 労務、資材の供給に関する調査

農繁・閑期・他の建設工事等による労務者供給の見通し、ならびに資材の入手の可能性。発注から入手までの期間その他工事の進捗に関する事項。

(4) 自然条件の調査

降雨・出水量・風向等の頻度、基礎地盤の土質の状態等を考慮した工法、施工機械の種類、仮設の規模等、工事の施工に関する事項。

(5) 利用可能機械の調査

入手の可能性、現場までの運送の可能性と方法。

(6) 用地買収及び補償交渉の進捗状況

解決済みか、着工可能か、あるいは工事施工に関する制約事項の有無とその内容等。

3. **施工の省力化及び機械化を考慮すること。**

工事費積算上著しく不利となる場合のほかは、下記により精算すること。

(1) レディーミクストコンクリートを使用する。

(2) 工場製品又は加工品を積極的に利用する。

(3) 小規模といえども機械施工を考慮する。(しかし、立地的、社会的条件を考慮して、人力施工もやむを得ない。)

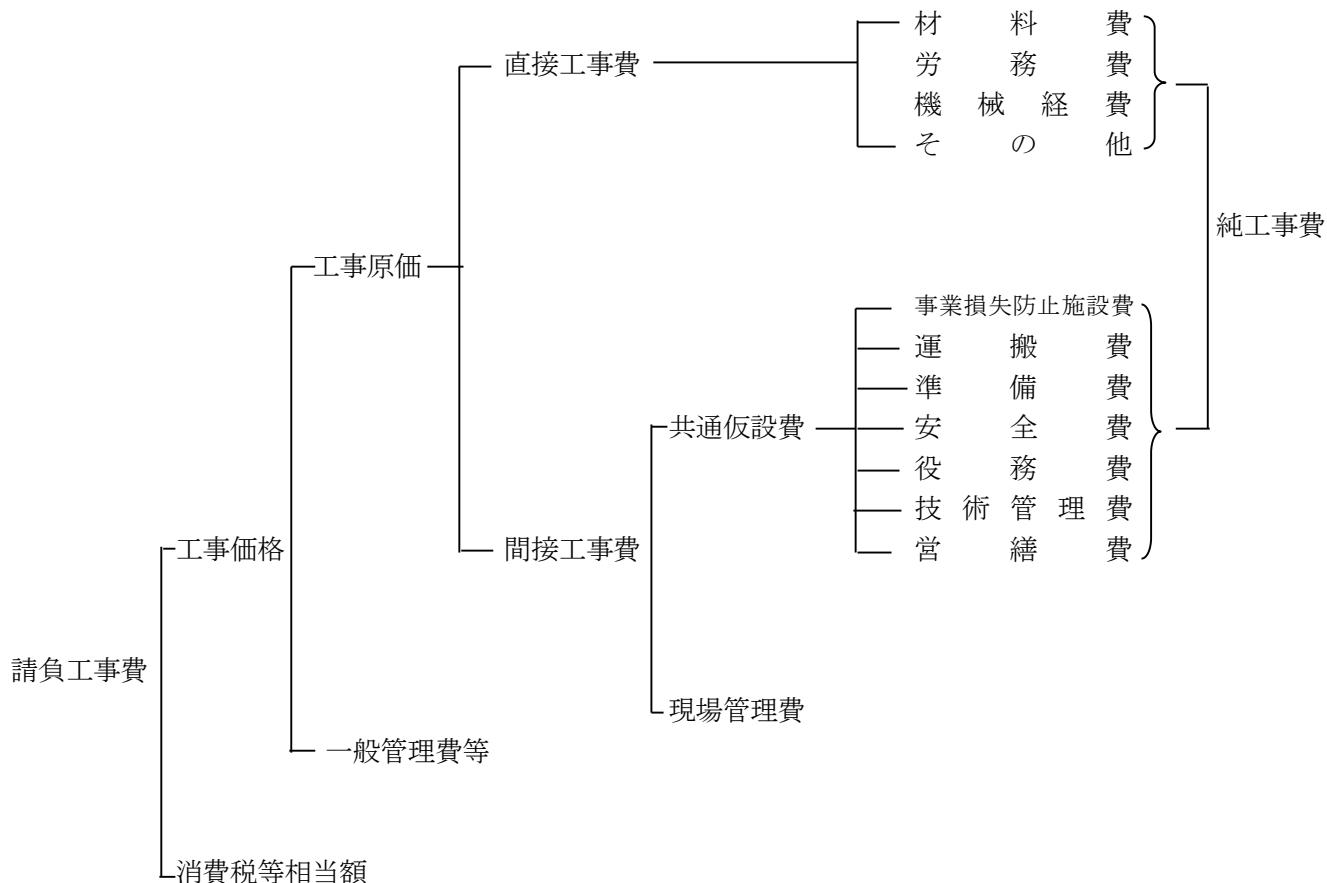
4. **積算条件を明確にすること。**

設計変更等において、積算根拠又は考え方が当初の積算と不統一を生ずることのないよう、積算条件や考え方等を明確にしておくこと。

5. **早期発注に努めること。**

1-5 請負工事費の構成

1. 請負工事費の構成は、下記のとおりである。



注) 施設機械製作据付工事、営繕工事、電気通信工事等を除く一般土木工事及びダム工事に適用する。

2. 支給品費

(1) 支給品費とは、無償で支給する材料を時価で換算した費用である。

時価：一般資材においては、設計時の類似価格（取得価格）とするが、鋼矢板及びH形鋼等を無償で支給する場合は、設計時の類似価格の90%、若しくは中古品相当額を時価とする。

(2) 支給品には支給電力を含むものとする。

3. 官貸額

官貸額とは、無償で貸与する機械等の償却費等相当額で、次式により算定する。

官貸額 = (無償で貸与する機械等と同機種・同型式の機械損料) - (無償で貸与する機械等の機械損料)

なお、上記の各機械損料は、第2節の〔3〕機械経費に基づき算定する。

4. 工事価格

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当分を含まないものとする。

5. 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に取引に係る消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

6. 細部事項

請負工事の積算に関して必要な事項は、この基準に定めるもののほか、交通基盤部長が別に定めるところによるものとする。

1－6 請負工事費の構成費目

請負工事費の構成費目は次の各号に掲げるものとする。

1. 直接工事費

直接工事費は、工事の目的物を施工するに当たり、直接必要とされる費目で、次により構成するものとする。

- (1) 材料費 (2) 労務費 (3) 機械経費 (4) その他

2. 間接工事費

間接工事費は、直接工事費以外の工事費（3の経費を除く）で、次により構成するものとする。

(1) 共通仮設費

共通仮設費は、次に掲げるものとする。

ア 事業損失防止施設費	オ 役務費
イ 運搬費	カ 技術管理費
ウ 準備費	キ 営繕費
エ 安全費	

(2) 現場管理費

現場管理費は、工事現場の管理運営に要する費用で、次に掲げるものとする。

ア 労務管理費	カ 福利厚生費	サ 補償費
イ 安全訓練等費	キ 事務用品費	シ 租税公課
ウ 従業員給料手当	ク 通信交通費	ス 保険料
エ 退職金	ケ 動力用水光熱費	セ 外注経費
オ 法定福利費	コ 交際費	ソ 工事登録等費
タ 公共事業労務費調査に要する費用		
チ 雑費		

3. 一般管理費等

一般管理費等は、次により構成するものとする。

(1) 一般管理費

工事の施工に当たり、企業の経営、管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用で、次に掲げるものとする。

ア 役員報酬	ク 通信交通費	ソ 減価償却費
イ 従業員給料手当	ケ 動力用水光熱費	タ 試験研究費償却
ウ 退職金	コ 調査研究費	チ 開発償却費
エ 法定福利費	サ 広告宣伝費	ツ 租税公課
オ 福利厚生費	シ 交際費	テ 保険料
カ 修繕維持費	ス 寄付金	ト 契約保証費
キ 事務用品費	セ 地代家賃	ナ 雜費

(2) 付加利益

工事の施工に当たる企業が、その経営を継続していくための費用で、次に掲げるものとする。

ア 法人税、都道府県民税、市町村民税等
イ 株主配当金
ウ 役員賞与（損金算入分を除く）
エ 内部留保金
オ 支払利息、割引料、支払保証料その他の営業外費用

4. 消費税等相当額

消費税相当額は消費税相当分を積算するものとする。

1-7 工種区分

工種区分は、工事内容により適切に選定するものとし、表1-7-1のとおりとする。ただし、2種以上の工種内容からなる工事については、それぞれの工種区分により算出した、直接工事費・事業損失防止施設費の合計額が最も大きい工種を適用する。

(表1-7-1)

工種区分	工種内容
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
舗装工事	舗装の新設及び修繕工事にあって、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、碎石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあって、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防護柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水路トンネル工事	新設・改修(支保工、矢板を再建込する作業)及びこれに附帯する構造物工事。 なお、シールド工法又は推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事{サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。} でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類する工事
河川工事	河川工事にあって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
管更生工事	管水路に関する工事であって、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイplineの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、桶門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事

工種区分	工種内容
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁（上部・下部）等の補修を除く。
ため池工事	ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。
その他土木工事（1）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事。 ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。
その他土木工事（2）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事。 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池廃止、ため池附帯構造物（安全施設工等）、法面工単独工事（運用事項）
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）

1-8 請負工事費の算定

設計金額の表示標準

(表1-8-1)

種 目	数 値 处 理	単 位 (円)
1. 請負工事費	一	円止まり
2. 消費税相当額	一	円止まり
3. 総合工事価格	10,000 円未満切り捨て	10,000 円止まり
4. 工事価格	1,000 円未満切り捨て	1,000 円止まり
5. 工事原価	1,000 円未満切り捨て	1,000 円止まり
6. 一般管理費等	1,000 円未満切り捨て	1,000 円止まり
7. 現場管理費	1,000 円未満四捨五入	1,000 円止まり
8. 共通仮設費	1,000 円未満四捨五入	1,000 円止まり
9. 明細書		
(1) 明細の計	1,000 円未満四捨五入	1,000 円止まり
(2) 内訳の単価	小数点以下 1 位四捨五入	円止まり
(3) 内訳の金額	〃	円止まり
10. 単価表、明細表		
(1) 単価 単価 単価	小数点以下 1 位四捨五入 有効数字 4 衔目切捨て 有効数字 5 衔目切り上げ	円止まり (下記以外の単価) 有効数字 3 衔 (鋼材、油脂類、電気料金等) 有効数字 4 衔 (施工パッケージ積算方式)
(2) 内訳の単価	小数点以下 1 位四捨五入	円止まり
(3) 内訳の金額	〃	円止まり
11. 工事費内訳表		
9. 明細書に準じる	9. 明細書に準じる	9. 明細書に準じる

1-9 歩掛単価表等の単位及び数位

歩掛け単価表等における単位及び数位は、(表1-9-1)に示すものとする。

(表1-9-1)

項目	丸め位置	丸め方法	止り	摘要
一般労務	小数点以下 3 位	四捨五入	2 位止り	
運転労務	小数点以下 3 位	四捨五入	2 位止り	
機械経費 (運転日に対する供用日の割合)	小数点以下 3 位	四捨五入	2 位止り	
機械経費 (1 日当たり運転時間)	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	
機械経費 (該当工事における供用日当たり運転時間)	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	
燃料数量	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	10 未満
	小数点以下 1 位	四捨五入	整数	10 以上
一般資材数量	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	
1 日当たり作業量	小数点以下 2 位	四捨五入	1 位止り	
補正值・係数	小数点以下 3 位	四捨五入	2 位止り	

第2節 直接工事費積算基準

[1] 材 料 費

1-10 材料費

材料費は、工事の施工に必要な材料に要する費用で、その算定は材料の数量に材料の価格を乗じて求めるものとする。

$$\begin{aligned}\text{材料費} &= (\text{材料の数量}) \times (\text{材料の価格}) \\ &= \text{標準使用量} \times (1 + \text{損失等}) \times (\text{購入価格} + \text{運搬費}) \\ &\quad * \text{損失} \cdots \text{運搬、貯蔵及び施工中の損失量}\end{aligned}$$

1. 材料の数量

材料の数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実情に即して加算するものとする。

2. 材料の価格

材料の価格は、購入場所、納入場所、発注場所、支払条件等の種々の条件により異なることから、各工事の条件を勘案し、実情に即した価格を定め採用するものとし、この価格には現場までの運賃を含めるものとする。

[2] 労務費

1-11 労務費

労務費は、工事の施工に必要な労務に要する費用で、その算定は所要人員に労務賃金を乗じて求めるものとする。

1. 所要人員

所要人員は、別に定める「土地改良事業等請負工事標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

2. 労務賃金

労務賃金（単価）は、公共事業労務費調査結果を基に所定の労働時間（8時間）の「公共工事設計労務単価」及び一定の作業条件下における直接作業に従事した労務者に支払われる賃金を採用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件による作業に従事することに伴い支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

夜間工事の労務単価の算定

1) 通常勤務すべき時間帯(8 h～17 h)を超えて、作業を計画する場合は、以下のとおりとする。

ア 深夜時間(22 h～5 h)については、深夜時間外割増(基準額×割増対象賃金比×1.50)とする。

イ 上記ア以外の通常勤務すべき時間帯(8 h～17 h)を超えた時間帯は、時間外割増(基準額×割増対象賃金比×1.25)とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超える毎に30分の休憩を与えるものとする。

2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間(8 h)+休息時間(1 h)内は、基準額とする。その内、深夜部分(22 h～5 h)に係る時間帯は、深夜割増(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。

ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増(基準額×割増対象賃金比×1.25)、及び深夜時間外割増(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。【例-1】、【例-2】

3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯(8 h～17 h)を外して作業を計画する場合は、次による。【例-3】

ア 所定労働時間内で17 h～20 h、及び6 h～8 hに係る時間帯は、基準額とする。

イ 所定時間内で20 h～6 hに係る時間帯は、基準額に1.5を乗ずる。

ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の1)項による。

〔労務単価の算定例〕

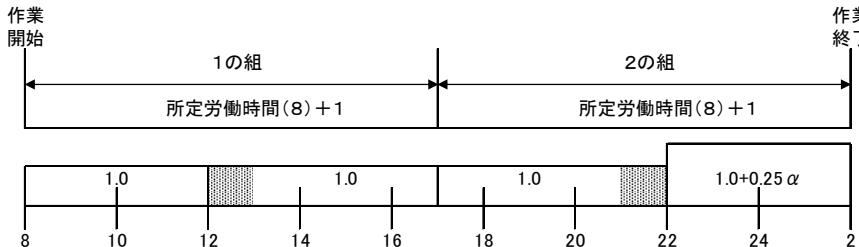
【計算条件】

労務単価は、15,000 円／人・日

構成比 (α) を 0.90 と仮定

 : 休憩

【例－1】2交替作業を計画する場合で、施工時間が所定労働時間内の場合



〈算定例〉

$$\text{労務単価} = \{\text{基準額} + \text{割増賃金}\} = \text{基準額} \times 1.056 = 15,000 \times 1.056 = 15,840 \text{ 円 (補正額)}$$

〈諸元等〉

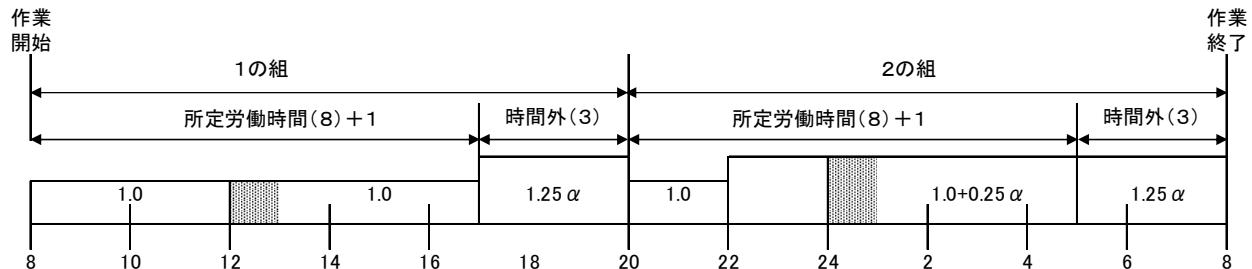
割増賃金対象時間：22 h ~ 2 h (4 h)

割増率： $1.0 + 0.25 \times \alpha = 1.0 + 0.25 \times 0.9 = 1.225$

割増率補正 = $\{12 h \times 1.0 + 4 h \times 1.225\} / 16 h = 1.056$

割増賃金 = 基準額 × 0.056

【例－2】2交替作業を計画する場合で、施工時間が所定労働時間を超える場合



〈算定例〉

$$\text{労務単価} = \{\text{基準額} + \text{割増賃金}\} = \text{基準額} \times 1.095 = 15,000 \times 1.095 = 16,425 \text{ 円 (補正額)}$$

〈諸元等〉

割増賃金対象時間：①17 h ~ 20 h • 5 h ~ 8 h (6 h)、②22 h ~ 24 h • 1 h ~ 5 h (6 h)

割増率：① $1.25 \times \alpha = 1.25 \times 0.9 = 1.125$ 、② $1.0 + 0.25 \times \alpha = 1.0 + 0.25 \times 0.9 = 1.225$

割増率補正 = $\{10 h \times 1.0 + 6 h \times 1.125 + 6 h \times 1.225\} / 22 h = 1.095$

割増賃金 = 基準額 × 0.095

※労務単価は8時間換算労務単価である。

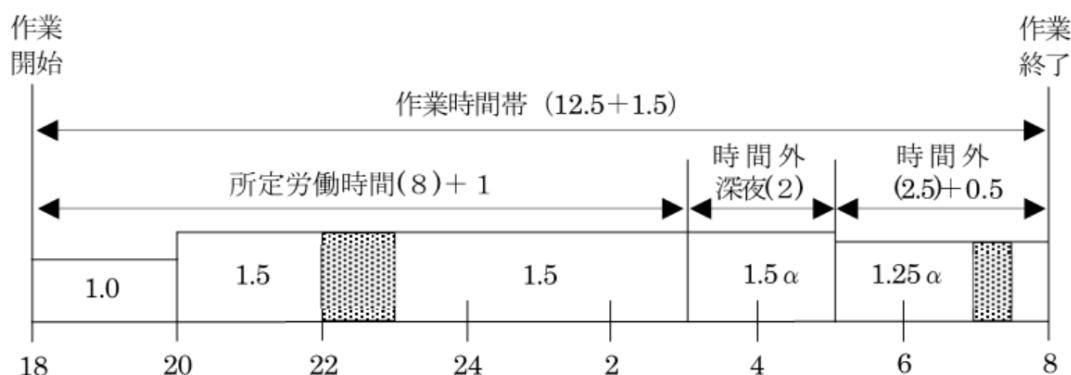
【8時間換算労務単価を使用する場合の留意事項】

【例－2】に示した労務単価は、時間外労働を含む施工単価を所定労働時間（8時間）に換算した場合の例で示しているが、適用する歩掛の構成により、所定労働時間への換算が必要ない場合もあるので、その適用に当たっては留意しなければならない。（次頁「表1-11-1」参照）

(表1-11-1)

ケース	歩掛の種類	計上する労務単価
ケース1	作業時間の増減により単価算出に係る施工能力等が変化する歩掛の場合。 〔例〕“1日(○○m ³)当たり”で算出される歩掛	時間外労働を含む全労働時間に対する労務単価を適用
ケース2	施工数量単位の歩掛の場合。 〔例〕“10m ³ 当たり”で算出される歩掛	時間外労働を含む全労働時間に対する労務単価を、所定労働時間(8時間)当たりの労務単価に換算し適用

【例-3】現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間を外して作業を計画する場合



〈算定例〉

$$\text{労務単価} = \{\text{基準額} + \text{割増賃金}\} = \text{基準額} \times 1.321 = 15,000 \times 1.321 = 19,815 \text{ 円 (補正額)}$$

〈諸元等〉

割増賃金対象時間：①20 h～22 h・23 h～3 h (6 h)、②3 h～5 h (2 h)、
③5 h～7 h・7.5～8 h (2.5 h)

割増率：①1.5、② $1.5 \times \alpha = 1.5 \times 0.9 = 1.35$ 、③ $1.25 \times \alpha = 1.25 \times 0.9 = 1.125$

割増率補正 = $\{2 h \times 1.0 + 6 h \times 1.5 + 2 h \times 1.35 + 2.5 h \times 1.125\} / 12.5 h = 1.321$

割増賃金 = 基準額 × 0.321

【割増対象賃金比】

公共工事設計労務単価(基準額)の時間外手当を算出する際に用いる割増賃金の基礎となるものであり、公共工事設計労務単価(基準額)に占める「基本給相当額+割増の対象となる手当」の割合。

1-12 職種区分表

(表1-12-1)

職種	定義・作業内容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許並びに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格及び技能講習の終了を必要とせず、運転及び操作に比較的熟練を要しないもの）を運転又は操作して行う次の作業 <ul style="list-style-type: none"> イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のワインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転又は操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転又は操作して行うコンクリートの練上げ及び打設 ホ. ピックブレーカ等を運転又は操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転又は操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転又は操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシーンの運転又は操作 b. 人力による合材の敷均し及び舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転又は操作して行う骨材の製造、貯蔵又は運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 <p>② その他、相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能及び肉体的条件を有し、主体として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵又は運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 <p>② その他、普通の技能及び肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽易な清掃又は後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置又は撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職種	定義・作業内容
04造園工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽又は維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路又は広場の築造 e. 池又は流れの築造 f. 公園設備の設置
05法面工	法面工事について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機又は種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形又は金網、鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06とび工	高所・中空における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場又は支保工の組立、解体等(コンクリート橋又は鋼橋の桁架設に係るものを除く。) b. 木橋の架設等 c. 杣、矢板等の打ち込み又は引き抜き(杭打機の運転を除く) d. 仮設用エレベーター、杭打機、ワインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物(大型ブロック、大型履工板等)の捲揚げ、据付け等(クレーンの運転を除く) f. 鉄骨材の捲揚げ(クレーンの運転を除く)
07石工	石材の加工等について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積み又は石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08ブロック工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの(48 建築ブロック工に該当するものを除く)
09電工	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物並びに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付け又は撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付け又は撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状又は認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第1種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ② 第2種電気工事士 ④ 特殊電気工事資格者

職種	定義・作業内容
10 鉄筋工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの
11 鉄骨工	鉄骨の組立等について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H. T. ボルト締め又は建方及び建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するもの及び鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等又は鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗装工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立又は解体に従事するもの及び 23 橋りょう塗装工に該当するものを除く。）
13 溶接工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接含む）又は切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第 84 条に規定する大型特殊免許又は労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの）の運転及び操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転又は操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量 3t 以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬 b. 吊上げ重量 1t 以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量 5t 以上のワインチ等を運転又は操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量 3t 以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転又は操作して行う土砂等のかきならし又は締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転又は操作して行う路面等の舗装 e. 杣打機を運転又は操作して行う杭、矢板等の打込み又は引き抜き f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転又は操作 g. コンクリートポンプ車の運転又は操作（簡先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第 84 条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転又は操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量 3t 未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転又は操作して行う土砂等の掘削、積込み又は運搬 d. 吊上げ重量 1t 未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転又は操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転又は操作して行う乳剤の散布 f. 路面の清掃車（4輪式）の運転又は操作

職種	定義・作業内容
[16]潜かん工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、潜かん又はシールド(圧気)内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
[17]潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事又はシールド工事(圧気)についてもっぱら指導的な業務を行うもの
[18]さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、爆薬及びさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業(坑内作業を除く)について主体的業務を行うもの
[19]トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイト及びさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部及びインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部及び側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事(圧気を除く)における各種作業
[20]トンネル従業員	坑内における作業について普通の技能及び肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事(圧気を除く)における各種作業についての補助的業務
[21]トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
[22]橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、主として次に掲げる作業(工場製作に係るもの及び工場内における仮組立に係るものを除く)について主体的業務を行うもの a. P C 橋の製作のうち、グラウト、シーズ及びケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋又は鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋又は鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
[23]橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等(工場内を含む)について主体的業務を行うもの
[24]橋りょう世話役	橋りょう関係作業について、相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの(工場内作業を除く)
[25]土木一般世話役	土木工事及び重機械の運転又は操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの ([17]潜かん世話役、[21]トンネル世話役又は[24]橋りょう世話役に該当するものを除く)
[26]高級船員	海面での工事における作業船(土運船、台船等の雑船を除く)の各部門の長又は統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする。 船長、機関長、操業長等(各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く) 以下の水面は、海面に含める。([27]普通船員、[28]潜水士、[29]潜水連絡員および[30]潜水送氣員についても同様) ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
[27]普通船員	海面での工事における作業船(土運船、台船等の雑船を含む)の船員で、高級船員以外のもの

職種	定義・作業内容
28潜水士	潜水士免許を有し海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの (潜水器、(潜水服、靴、カブト、ホース等)の損耗を含む) 「潜水士免許」とは労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう
29潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡として、潜降及び浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡して、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁又はコックを操作する業務等を行うもの
31山林砂防工	山林砂防工事について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業(主として山間遠かく地の急傾斜地又は狭隘な谷間における作業)に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32軌道工	軌道工事及び軌道保守について相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械(タイタンバー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械(タイタンバー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用して軌道を構築する作業
33型わく工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく(メタルフォームを含む)の製作、組立て、取付け、解体等(坑内作業を除く) b. 木杭、木橋等の仕拵え等
34大工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物並びに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管並びに管の撤去 b. 金属・非金属製品(管等)の加工及び装着 c. 電触防護
37はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り(はつり仕上げを除く) b. 建築物の床又は壁の穴あけ
38防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根又は地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの

職種	定義・作業内容
39板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工及び組立・取付作業並びに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの (46ダクト工事に該当するものを除く)
40タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付け又は目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業又はふきかえ作業について主体的業務を行うもの (39板金工に該当するものを除く)
43内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業又はブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45建具工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46ダクト工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作及び取付作業に従事するもの (39板金工に該当するものを除く)
47保温工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温(保冷、防露、断熱等を含む)材を装着する作業に従事するもの
48建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体及び帳壁の築造又は改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げ及び目地塗作業に従事するもの (08ブロック工に該当するものを除く)
49設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整又は撤去作業について主体的業務を行うもの
50交通誘導員 A	警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51交通誘導員 B	警備業者の警備員で交通誘導員 A以外の交通の誘導に従事するもの

[3] 機械経費

1-13 機械経費

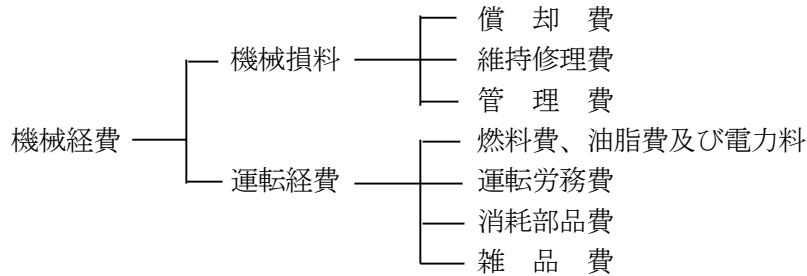
機械経費は、工事の施工に必要な機械の使用に要する費用で、その算定は「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準」及び「土地改良事業等請負工事標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

1-14 用語の定義

- 本章において、次に掲げる用語の定義は、下記のとおりとする。
1. 基 础 価 格：国内における標準仕様による機械の実勢取引価格をいう（輸入機械を含む）。
 2. 標 準 使 用 年 数：機械の購入から売却あるいは処分までの使用期間をいう。
 3. 運 転 時 間：機械が目的の作業を行う時間、作業のための自走による移動時間、作業待ち等によるエンジンの空転時間、その他作業に関連する時間（一つの工程における作業サイクルの中のわずかなエンジン停止時間及びこれに準ずる時間を含む）をいう。
 4. 運 転 日 数：運転時間の多少にかかわらず、機械が運転される日を通算した日数をいう。
 5. 供 用 日 数：機械が工事現場に供用される日数（機械を工事現場に搬入・搬出するために必要な日数も含む）をいう。
 6. 年間標準運転時間（年間標準運転日数又は年間標準供用日数）：
機械ごとに実績又は推定により定められる年間の標準的な運転時間数（運転日数又は供用日数）をいう。
 7. 維 持 修 理 費：機械の効用を維持するために必要な整備及び修理（改造を除く）の費用で、運転費以外のものをいう。
 8. 維持修理費率：機械の使用期間中に必要となる維持修理費総額の基礎価格に対する割合をいう。
 9. 管 理 費：機械の保有に伴い必要となる公租公課、保険料、格納保管（これに要する要員を含む）等の経費をいう。
 10. 年間管理費率：年間に必要な管理費の基礎価格に対する割合をいう。
 11. 償 却 費：機械の使用又は経年による価値の減価額をいう。
 12. 償 却 費 率：使用期間中の償却費総額の基礎価格に対する割合をいう。
 13. 消 耗 部 品 費：作業の目的物と直接接触し損耗する部品のうち、消耗度と操業度との相関が極めて高く、かつ、取替修理に特別な技能を要しない部品の費用をいう。
 14. 予 備 用 機 械：故障又は事故の発生の備え、法令の規定又は契約の定めにより工事現場に存置する予備の機械をいう。
 15. 低騒音型機械：国土交通大臣が別に定める低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（以下「指定に関する規定」という。）に基づき低騒音型建設機械として指定された建設機械をいう。
 16. 低振動型機械：指定に関する規定に基づき低振動型建設機械として指定された建設機械をいう。
 17. 排出ガス対策型建設機械：国土交通大臣官房技術審議官が別に定める排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき排出ガス対策型建設機械として指定された建設機械及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）第 10 条の 4 の規定に基づく公示をした型式の特定特殊自動車もしくは道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 75 条の規定に基づく指定を受けた型式の自動車をいう。
 18. 市 場 価 格：賃貸機械の実勢取引価格をいう。

1-15 機械経費の構成

機械経費の構成は次のとおりとする。



1-16 機械損料の積算

1-16-1 供用1日当たり換算値算定機械

- 運転時間当たり損料表示機械の供用1日当たり換算値

機損 1-1

土地改良事業等請負工事機械経費算定基準(以下、「機械経費算定基準」という)の損料算定表の(3)欄、(4)欄の値が両方存在する機械

- 補正がない場合

=供用1日当たり換算値損料 (15欄)

- 補正がある場合

=運転1時間当たり損料 (9欄) ×補正係数×運転労務選定用供用日当たり運転時間
+供用1日当たり損料 (11欄)

・補正係数：機械の寿命に関する現場条件、岩石作業の補正

・運転労務選定用供用日当たり運転時間 (時間／供用日) (小数点以下2位四捨五入1位止り)

1) 時間単位機械： (年間標準運転時間 (3欄) /年間標準供用日数 (5欄))

2) 日単位機械： (年間標準運転日数 (4欄)) ×1日当たり運転時間/年間標準供用日数 (5欄))

1日当たり運転時間は各歩掛に示された運転日当たり運転時間

- 運転日当たり損料表示機械の供用1日当たり換算値

機損 1-2

「機械経費算定基準」の損料算定表の(3)欄、(4)欄のうち(3)欄のみが空欄である機械

- 補正がない場合

=供用1日当たり換算値損料 (15欄)

- 補正がある場合

=運転1時間当たり損料 (9欄) /運転日に対する供用日の割合×補正係数

+供用1日当たり損料 (11欄)

・運転日に対する供用日の割合 (小数点以下3位四捨五入2位止り)

: 年間標準供用日数 (5欄) /年間標準運転日数 (4欄)

・補正係数

: 機械の寿命に関する現場条件、交代制作業、岩石作業の補正

1-16-2 運転時間当たり損料表示機械

「機械経費算定基準」の損料算定表の(3)欄、(4)欄の値が両方存在する機械

- 運転1時間当たり損料 (円／時間)

機損 2-1

(1) 該当工事における供用日当たり運転時間／運転労務選定用供用日当たり運転時間が 0.8～1.2 範囲内の場合で補正がない場合

=運転1時間当たり換算値 (13欄)

(2) 該当工事における供用日当たり運転時間／運転労務選定用供用日当たり運転時間が 0.8～1.2 範囲

内の場合で補正がある場合

$$= \text{運転 1 時間当たり損料 (9 欄)} \times \text{補正係数} + \text{供用 1 日当たり損料 (11 欄)}$$

／運転労務選定用供用日当たり運転時間

(3) 該当工事における供用日当たり運転時間／運転労務選定用供用日当たり運転時間が 0.8～1.2 範囲外の場合

$$= \text{運転 1 時間当たり損料 (9 欄)} \times \text{補正係数} + \text{供用 1 日当たり損料 (11 欄)}$$

／該当工事における供用日当たり運転時間

(4) 組合せ機械の従属機械の場合

$$= \text{運転 1 時間当たり損料 (9 欄)} \times \text{補正係数} + \text{供用 1 日当たり損料 (11 欄)}$$

／運転労務選定用供用日当たり運転時間 (主機械の運転労務選定用供用日当たり運転時間)

・該当工事における供用日当たり運転時間 (小数点以下 2 位四捨五入 1 位止り)

： (1 日当たり運転時間 × 作業対象時間 / 8) / 運転日に対する供用日の割合

・1 日当たり運転時間

： 運転 1 日 (基本給 8.0 時間) 当たり運転時間 (時間 / 日) (小数点以下 2 位四捨五入 1 位止り)

1) 時間単位機械

1 日当たり運転時間 = 年間標準運転時間 (3 欄) / 年間標準運転日数 (4 欄)

2) 日単位機械

日単位の機械の場合は、各歩掛に定められた運転 1 日当たり運転時間を利用する。

特に明記されていない場合、1 日当たり運転時間 = 7.0 時間、ただし、空気圧縮機の場合は、1 日当たり運転時間 = 6.0 時間を標準とする。

・作業対象時間：

： 基本給対象時間 (基本給相当) + 超勤割増対象作業時間 (超勤時間)

・運転日に対する供用日の割合 (小数点以下 3 位四捨五入 2 位止まり)

： 年間標準供用日数 (5 欄) / 年間標準運転日数 (4 欄)

・運転労務選定用供用日当たり運転時間 (時間 / 供用日) (小数点以下 2 位四捨五入 1 位止り)

1) 時間単位機械： 年間標準運転時間 (3 欄) / 年間標準供用日数 (5 欄)

2) 日単位機械： 年間標準運転日数 (4 欄) × 1 日当たり運転時間 / 年間標準供用日数 (5 欄)

1 日当たり運転時間は各歩掛に示された運転日当たり運転時間

・補正係数

： 機械の寿命に関する現場条件、岩石作業の補正

1-16-3 運転日当たり損料表示機械

「機械経費算定基準」の損料算定表の(3)欄、(4)欄のうち(3)欄のみが空欄である機械

1. 運転 1 日当たり損料 (円 / 日)

機損 3-1

(1) 補正がない場合

= 運転 1 時間当たり換算値 (13 欄)

(2) 補正がある場合

= 運転 1 時間当たり損料 (9 欄) × 補正係数 + 供用 1 日当たり損料 (11 欄)

× 運転日に対する供用日の割合

(3) 組合せ機械の従属機械の場合

= 運転 1 時間当たり損料 (9 欄) × 補正係数 + 供用 1 日当たり損料 (11 欄)

× 運転日に対する供用日の割合

(運転日に対する供用日の割合 = 主機械の運転日に対する供用日の割合)

2. 運転 1 時間当たり損料 (円 / 時間)

機損 3-2

(1) 補正がない場合

=運転1時間当たり換算値（13欄）／1日当たり運転時間

(2) 補正がある場合

=（運転1時間当たり損料（9欄）×補正係数+供用1日当たり損料（11欄）
×運転日に対する供用日の割合）／1日当たり運転時間

(3) 組合せ機械の従属機械の場合

=（運転1時間当たり損料（9欄）×補正係数+供用1日当たり損料（11欄）
×運転日に対する供用日の割合）／1日当たり運転時間
(運転日に対する供用日の割合=主機械の運転日に対する供用日の割合、
1日当たり運転時間=主機械の1日当たり運転時間)

機損 3-3

3. 運転1日当たり損料（円／日）

=運転1時間当たり損料（9欄）×補正係数+供用1日当たり損料（11欄）
×運転日に対する供用日の割合（運転日に対する供用日の割合は任意指定可能）

・1日当たり運転時間

: 運転1日（基本給8.0時間）当たり運転時間（時間／日）（小数点以下2位四捨五入1位止り）

1) 時間単位機械

1日当たり運転時間=年間標準運転時間（3欄）／年間標準運転日数（4欄）

2) 日単位機械

日単位の機械の場合は、各歩掛に定められた運転1日当たり運転時間を利用する。

特に明記されていない場合、1日当たり運転時間=7.0時間、ただし、空気圧縮機の場合は、1日当たり運転時間=6.0時間を標準とする。

・補正係数

: 機械の寿命に関する現場条件、交代制作業、岩石作業の補正

・運転日に対する供用日の割合（小数点以下3位四捨五入2位止まり）

: 年間標準供用日数（5欄）／年間標準運転日数（4欄）

1-16-4 供用日当たり損料表示機械（供用日当たり損料で示されている機械は11欄=15欄となります。）
「機械経費算定基準」の損料算定表の(3)欄、(4)欄の両方が空欄である機械

1. 供用1日当たり損料（円／供用日）

機損 4-1

=供用1日当たり換算値損料（15欄）×補正係数

2. 運転1日当たり損料（円／日）

機損 4-4

(1) 補正がある場合

=供用1日当たり換算値損料（15欄）×補正係数×運転日に対する供用日の割合
(運転日に対する供用日の割合は任意指定可能)

・補正係数

: 機械の寿命に関する現場条件、交代制作業の補正

・運転日に対する供用日の割合（小数点以下3位四捨五入2位止まり）

: 年間標準供用日数（5欄）／年間標準運転日数（4欄）

1-16-5 機械損料の補正

1. 岩石作業補正

岩石の掘削又は積込み等の過酷な作業に伴い、機械各部の破損、折損、又は回転部の摩耗が著しい場合、岩石作業補正を行う。

ただし、破碎岩で土砂と同程度まで細片されたもの、あるいは破碎岩の敷きならし作業等、損耗度が著しいと認められないときは岩石作業に含めない。機械損料補正方法は次表を参考とする。

補正後の運転1時間当たり損料額=運転1時間当たり損料(9欄)×補正係数

+供用日当たり損料(11欄)÷供用日当たり運転時間(t)

補正後の供用1日当たり損料額=運転1時間当たり損料(9欄)×供用日当たり運転時間(t)

×補正係数+供用日当たり損料(11欄)

供用日当たり運転時間(t)=運転時間(3欄)÷供用日数(5欄)

(表1-16-1)

作業形態	工法	作業内容	使用機械	土砂		転石混り石		岩塊・玉石		軟石		硬岩		備考
				適用土質	補正值	適用土質	補正值	適用土質	補正值	適用土質	補正值	適用土質	補正值	
掘削及び積込又は押土運搬	ブルドーザ	掘削	ブルドーザ	土砂	1.00	土砂	1.00	岩塊・玉石	1.00	—	—	—	—	軟岩、硬岩は直接 掘削は出来ない。
	掘削押土	押土	ブルドーザ	土砂	1.00	土砂	1.00	岩塊・玉石	1.00	礫混り土	1.00	破碎岩	1.25	
	バックホウ	掘削	バックホウ	土砂	1.00	土砂	1.00	岩塊・玉石	1.00	—	—	—	—	軟岩、硬岩は直接 掘削は出来ない
	掘削	積込	バックホウ	土砂	1.00	土砂	1.00	岩塊・玉石	1.00	礫混り土	1.00	破碎岩	1.25	
	リッパドーザ	リッピング	リッパドーザ	—	—	—	—	—	—	軟岩	1.00	—	—	ベースマシン(頭)だけを 補正
	岩掘削	押土	リッパドーザ	—	—	—	—	—	—	礫混り土	1.00	—	—	
	火薬併用	リッピング	リッパドーザ	—	—	—	—	—	—	—	—	硬岩	1.00	ベースマシン(頭)だけを 補正
	リッパ	掘削補助	大型ブレーカ	—	—	—	—	—	—	—	—	硬岩	1.25	
	岩掘削	押土	リッパドーザ	—	—	—	—	—	—	—	—	破碎岩	1.00	
	火薬併用	掘削	大型ブレーカ	—	—	—	—	—	—	軟岩	1.10	硬岩	1.25	ベースマシン(頭)だけを 補正
	機械岩掘削(片切)	破碎片除去	バックホウ	—	—	—	—	—	—	礫混り土	1.00	破碎岩	1.25	
	押土	ブルドーザ	—	—	—	—	—	—	—	礫混り土	1.00	破碎岩	1.25	
	片切掘削	掘削	大型ブレーカ	—	—	—	—	—	—	軟岩	1.10	硬岩	1.25	ベースマシン(頭)だけを 補正
		破碎片除去	バックホウ	—	—	—	—	—	—	礫混り土	1.00	破碎岩	1.25	
		押土	ブルドーザ	—	—	—	—	—	—	礫混り土	1.00	破碎岩	1.25	
	ダンプラック	運搬	ダンプトラック	土砂	1.00	土砂	1.00	岩塊・玉石	1.00	軟岩	1.00	硬岩	1.25	

注意

- 土砂とは、砂、砂質土、粘性土及び礫質土とする。
- 転石混り土とは、転石等（おおむね直径7.5cm以上）の混入率が30%程度以上50%程度以下とする。
- 岩塊・玉石とは、岩塊あるいは転石（おおむね直径7.5cm以上）の混入率が50%程度以上で、人力では掘削が不可能なもので、バックホウ及びブルドーザ等で掘削が可能なものとする。
- 軟岩とは、軟岩（I）及び軟岩（II）をいい、軟岩を掘削等によりルーズな状態とした場合は、礫混り土として取扱うものとする。
- 硬岩とは、中硬岩及び硬岩（I）をいい、硬岩を掘削等によりルーズな状態とした場合は、破碎岩として取扱うものとする。
- 硬岩（II）については、別途考慮するものとする。
- コンクリート塊、アスファルト塊、岩塊・玉石の掘削・積込・運搬機械の補正は行わない。
- 転石混り土の掘削・積込・運搬の機械損料は、土砂扱いとし、損料補正は行わない。

1-17 機械賃料の積算

機械経費の全部又は一部について賃料により積算することが適当であると判断される機械にあっては、次式により算定することができる。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. トラッククレーン及びラフテレンクレーン | 賃料=市場価格×運転日数 |
| 2. クローラクレーン | 賃料=市場価格×月数（又は供用日数） |
| 3. 上記以外 | 賃料=市場価格×供用日数 |

なお、本基準の対象とする機種は、(表1-17-1)による。

賃料積算基準対象機種及び市場価格の内訳

(表1-17-1)

賃料対象機種	賃料（市場価格）の種類	賃料（市場価格）の内訳
トラッククレーン	運転1日当たり賃料	機械経費のすべて（運転経費機械損料）
ラフテレンクレーン	運転1日当たり賃料	機械経費のすべて（運転経費機械損料）
クローラクレーン	供用1日当たり賃料	機械経費のうち機械損料の部分
	供用1ヶ月当たり賃料	機械経費のうち燃料・油脂類を除く全て
クレーン以外	供用1日当たり賃料	機械経費のうち機械損料の部分

備考 1 賃料トラッククレーン・ラフテレンクレーンの運転時間から運転日数を求める場合及び
供用1ヶ月当たりのクローラクレーンを運転1日当たり賃料とする場合は、下記によるものとする。

① 運転時間から運転日数を求める場合は、次式により算定するものとする。

$$\text{運転日数} = \Sigma H / 8$$

ΣH ：総運転時間

運転日数は小数2位を四捨五入し、小数1位止めとする。

② 供用1ヶ月当たりのクローラクレーンの賃料は、運転労務を含んだ賃料であるため、次式により運転1日当たり賃料として算定するものとする。

$$\text{運転1日当たり賃料} = \text{供用1ヶ月当たり賃料（市場価格）} / \text{保証日数 (b)} \text{（市場価格）}$$

計算後の賃料は、有効数字3桁未満切捨てとする。

2 トラッククレーン・クローラクレーン・ラフテレンクレーンの分解組立運搬に要する経費は、「1-30 重建設機械の分解・組立・運搬費」に定めるところにより算定するものとする。

1-18 燃料費及び油脂費

燃料費は次式により算定する。

$$\text{燃料費} = \text{燃料単価} \times \text{運転1時間当たり燃料消費量} \times \text{運転時間数}$$

$$\text{運転1時間当たり燃料消費量} = \text{機関出力} \times \text{運転1時間当たり燃料消費率}$$

なお、運転1時間当たり燃料消費量は、有効数字の第3位を四捨五入し、有効数字2桁として表す。

ただし、整数3桁以上は、整数として表す。

運転1時間当たり燃料消費率は（表1-20-2）を標準とする。

なお、燃料消費率には油脂費（ガソリン・ディーゼルエンジンのエンジンオイル、ギアオイル、グリース、車軸油及びウェース等の費用）が含まれている。

1-19 電力料

電力料は、電気事業者が定める電力供給約款をもとに、次の算式により求めた額とする。

$$\text{電力料} = \text{従量電力料単価} \times \text{使用電力量}$$

$$\text{使用電力量} = \text{負荷設備容量} \times \text{負荷率} \times \text{作業時間率} \times \text{運転時間数}$$

負荷率：定格（又は最高）出力に対する平均出力の割合

作業時間率：運転時間数に対する実作業時間の割合

1-20 運転労務費

運転労務費は、機械を運転（又は操作）する労務者の費用とし次により算定する。

運転労務費＝労務単価×機械運転1時間当たり労務歩掛×運転時間

1. 労務単価

職種別労務単価は1日8時間労働に対する賃金とする。なお、特殊作業等がある場合はその割増を考慮する。

運転手（特殊、一般）、運転助手及び特殊作業員（円／人）

$$= \frac{K}{8} \times \{ H_0 + R \times (H_1 \times 1.25 + H_2 \times 0.25) \} \times \frac{8}{H_0 + H_1}$$

K : 職種別基本給日額（円／人）

R : 職種別基本給日額構成比率

H₀ : 基本給日額対象時間（時間）

H₁ : 超勤作業時間（時間）

H₂ : 深夜割増対象作業時間（時間）

2. 適用職種

建設機械の運転・操作にかかわらず職種区分は、次表のとおりとする。

適用職種 (表1-20-1)

職種	内容
運転手（特殊）	重機械（道路交通法第84条に規定する大型特殊免許又は労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転及び操作に熟練を要するもの。）の運転及び操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転又は操作及び整備点検、給油脂、清掃等の作業。
運転手（一般）	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転又は操作及び整備点検、給油脂、清掃等の作業。
特殊作業員としての取扱い	軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許又は労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とせず、運転及び操作に比較的熟練を要しないもの。）を運転又は操作して行う作業。

3. 機械運転1時間当たり労務歩掛

機械運転1時間当たり労務歩掛は次により算定する。

(1) 運転手（特殊・一般）を計上する機械の労務歩掛

運転1時間当たり運転手歩掛（人／時間） = 1/T

（注）Tは4～7時間について適用するものとし、Tが4時間未満の場合は4を、7時間を超える場合は7を使用する。

① 時間単位の機械

$$T = \frac{\text{年間標準運転時間}}{\text{年間標準運転日数}}$$

② 日単位の機械

T = 各歩掛等に示す運転1日当たり運転時間

(2) 特殊作業員を計上する機械の労務歩掛

運転1時間当たり労務歩掛け = 1/T

（注）Tは運転日当たり運転時間で各歩掛等に示す時間である。

(表1-20-2)

機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘要			
ブルドーザ	ホイール式・ クローラ式	0.144				
リッパ装置付ブルドーザ						
小型バックホウ						
バックホウ						
クラムシェル						
クローラローダ(トラクタショベル)						
ホイールローダ(トラクタショベル)						
バックホウ(クローラ型)	ディーゼル/ 電気ハイブリット型	0.124				
建設専用ダンプトラック	オフロード	0.088	15t以上			
ダンプトラック	オンロード	0.040				
トラック			クレーン装置付を含む			
トレーラ		0.075				
不整地運搬車	クローラ型	0.114				
クローラクレーン		0.076				
トラッククレーン	ラチスジブ型・ 油圧伸縮ジブ型	0.045	オールテレンクレーン含む			
ラフテレンクレーン		0.075				
ディーゼルパイロハンマ		7.6480/h-t	tはラム質量			
バイブロハンマ	電動式	E 0.305kWh/kW				
	油圧式・可変式	0.262				
杭打機(ベースマシーン)		0.088				
杭打用ウォータージェット		0.192				
油圧ハンマ		0.181				
油圧式杭圧入引抜機		0.123				
アースオーガ中掘機		0.088	ベースマシーン			
クローラー式アースオーガ	二軸式 単軸式 改良材供給機	E 0.436kWh/kW	装置			
粉体噴射攪拌機						
オールケーシング掘削機	1エンジン(クローラ式)	0.181				
	2エンジン(クローラ式)	0.093				
	スキッド式・全旋回型	0.088				

機 械 名	規格	燃料消費率 (ℓ/kW-h)	摘 要
泥 排 水 处 理 装 置	フィルタプレス式	E 0.560kWh/kW	
グ ラ ウ ト ポ ン プ		0.207	
グ ラ ウ ト ミ キ サ		E 0.613kWh/kW	
ボ ー リ ン グ マ シ 一 ン		0.151 E 0.429kWh/kW	
ド リ ル ジ ャ ン ボ	レール式	0.177 E 0.415kWh/kW	
	クローラ式		
	ホイール式		
自 由 断 面 ト ネ ル 掘 削 機		E 0.429kWh/kW	
N A T M 機 器 集 じん 機		E 0.700kWh/kW	
コンクリート吹付機	トンネル工事用	E 0.466kWh/kW	
吹 付 口 ボ ッ ト			
モ ー タ グ レ ー ダ		0.112	ヒータプレーナ装着型を含む
ス タ ビ ラ イ ザ		0.115	
ロ ー ド ロ ー ラ		0.128	
タ イ ヤ ロ ー ラ		0.098	
振 動 ロ ー ラ (舗 装 用)	ハンドガイド	0.266	
	搭乗式	0.184	土工用を含む
タ ン パ 及 び ラ ン マ		G 0.398	
振 動 コ ン パ ク タ			
コンクリートプラント		E 0.495kWh/kW	
ベ ン ト ナ イ ト ミ キ サ			
ト ラ ッ ク ミ キ サ		0.059	
コンクリートポンプ車		0.066	
アスファルトフィニッシャ		0.152	加熱用燃料は含まない
デ イ ス ト リ ビ ュ ー タ		0.090	
コンクリートスプレッダ		0.122	
ア グ リ ゲ ー ト ス プ レ っ ダ			
コンクリートフィニッシャ			
コ ン ク リ 一 ト レ ベ ラ			
フィニッシングスクリード			

[5] 市場単価

1-23 市場単価

「市場単価」とは、工事を構成する一部又は全部の工種について、歩掛を用いず、材料費・労務費及び直接経費（機械経費など）を含む施工単位当たりの市場での取引価格を把握し、直接積算に利用する工種別工事価格をいう。

市場単価方式により積算を行う工種は、下記のとおりとする。

① 鉄筋工（太径鉄筋を含む）

(表 1-23-1)

市場単価方式によるもの	(参考) 市場単価によらないもの
法面工のコンクリート法枠(現場打)工、擁壁工の補強土壁(壁面上端処理)工、鋼管・既製コンクリート打工の既製杭頭処理工(パイルハンマ工、プレボーリング・中堀工)、場所打杭工の深基礎工、オープンケーソン工、ニューマチックケーソン工、付属施設工(洞門工及び各種コンクリート基礎工)、共同溝、橋梁上部工(鋼橋床版工、グレーチング床板架設工及び足場工)、PC 場所打ホロースラブ橋、その他(河川、海岸、道路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋(PC コンボ橋、PC 合成桁橋)用床版等の構造物)、さし筋の鉄筋かご、(オールケシング、リバースサーキュレーション、アースオーガ、大口径ボーリングマシン)、トンネル覆工、電線共同溝	コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工、道路維持修繕の橋梁地覆補修工、橋梁上部工(ポストテンション桁製作工、PC 橋架設工、ポストテンション場所打ちホロースラブ橋、ポストテンション場所打ち箱桁橋)、沓座拡張工、その他(特に加工・組立が困難な構造物)

- ② 鉄筋工（ガス圧接）
- ③ 防護柵設置工（ガードレール）
- ④ 防護柵設置工（横断・転落防止柵）
- ⑤ 防護柵設置工（落石防護柵）
- ⑥ 防護柵設置工（落石防止網）
- ⑦ 防護柵設置工（ガードパイプ）
- ⑧ 道路標識設置工
- ⑨ 道路付属物設置工
 - ・視線誘導標
- ⑩ 法面工
 - ・モルタル吹付工
 - ・コンクリート吹付工
 - ・植生基材吹付工
 - ・客土吹付工
 - ・種子散布工
 - ・枠内吹付工（コンクリート・モルタル・植生基材）
 - ・植生マット工、植生シート工、繊維ネット工
 - ・植生筋工、筋芝工、張芝工
- ⑪ 吹付枠工
- ⑫ 軟弱地盤処理工
 - ・サンドドレン工
 - ・サンドコンパクションパイル工

〔6〕 土木工事標準単価

1-24 土木工事標準単価

1. 土木工事標準単価の導入

以下に示す単価については、良好な取引データの収集が困難となっていることから、市場単価方式から、工事業者の施工実績に基づき、調査により得られた材料費、歩掛等によって算出した価格である土木工事標準単価へ移行する。

- ① 区画線工
- ② 排水構造物工
 - ・U型水路
 - ・自由勾配側溝
 - ・蓋板
- ③ コンクリートブロック積工
- ④ 構造物とりこわし工

[7] 施工パッケージ型積算方式（平成28年10月1日以降適用）

1-25 施工パッケージ型積算方式

1. 施工パッケージ型積算方式の導入

積算の効率化、変更協議の円滑化を目的に市場単価方式、ユニットプライス型積算方式が施行されたが、効率化の目的を一層果たすため、ユニットプライス型積算方式の課題を改良した新たな積算方式として「施工パッケージ型積算方式」を平成28年10月1日以降積算する工事より導入した。

2. 施工パッケージ化した積算基準

施工パッケージ化した積算基準の詳細については、「土地改良工事積算マニュアル(土木工事)」の「第3章 直接工事費の積算」の「I.直接工事費の積算」「6.施工パッケージ型積算方式」の「表-1 施工パッケージ化した積算基準」に示されたとおりである。

3. 施工パッケージ型積算基準の積算方法

(1) 条件区分

- 施工パッケージ型積算基準に定められた、各施工パッケージの積算条件区分一覧における条件区分を選定する。

- 条件区分、代表機労材規格

(2) 施工パッケージ型積算方式標準単価表は、施工パッケージ単位でとりまとめている。この「単価表」を基に「積算単価」を算出する。

・「令和5年度施工パッケージ型積算方式標準単価表」は農林水産省農村振興局HPに公表される。

・条件区分ごとの、i 標準単価、ii 機労材構成比、iii 代表機労材規格が公表されている。

（事例として図1-25-1参照）

(3) 標準単価

- 各条件区分に対応した、東京地区（東京17区）における基準年月（令和5年度版の基準年度は令和4年4月）の施工単位当たりの単価（円）で、標準単価は有効数字5桁で示されている。

この標準単価を基に地区や年月等の補正を行い「積算単価」を算出する。

・補正式は、図1-25-2を参考とされたい。

(4) 機労材構成比

- 標準単価に対する機械経費(K)、労務(R)、材料費(Z)、市場単価(S)の金額構成比率である。

なお、K、R、Zは機械経費、労務費、材料費それぞれの合計金額比率であり、K1～K3、R1～R4、Z1～Z4、Sは各代表的な規格の金額構成比率である。また、各合計金額構成比率(K、R、Z)は代表的な規格以外の金額も含むため、K1～K3、R1～R4、Z1～Z4の合計がK、Z、Rと一致しない場合がある。

・K1～K3、R1～R4、Z1～Z4の合計とK、R、Zとが一致しない場合は、その計算式の後段で補正する補正式が組み込まれている。

(5) 代表機労材規格

- 機労材構成比で代表的な規格の金額構成比を示した機械経費、労務費、材料費、市場単価の具体的な規格名称で、コンクリートやアスファルト等の材料規格については、最も代表的な材料規格のみを示している。

(6) 機労材単価

- 標準単価に用いる機労材単価（令和5年度版の基準年度は令和4年4月単価）

① 機械損料は、「土地改良工事積算基準（機械経費）令和4年度版」による。

② 貸料は、物価版等の公開資料による。

③ 労務費は、公共工事設計労務単価表による。

④ 材料費は、物価版等の公開資料を基とし、金額はないが仕様は公開されている。

- 積算単価に用いる機労材単価（令和5年発注月単価）

① 機械損料は「土地改良工事積算基準（機械経費）令和5年版」による。

② 上記の②～④と同じであり、令和5年発注月単価を採用する。

(7) 積算単価

- ・工事地区、発注時期に応じて標準単価を補正して算出する単価である。積算単価は、有効数字4桁とし、5桁目以降切り上げる。

施工パッケージ型積算方式で用いる、標準単価(P)から積算単価(P')への補正式は以下の通り。

«補正式»

$$\begin{aligned}
 P' = & P \times \left[\left(\frac{K1r}{100} \times \frac{K1t'}{K1t} + \cdots + \frac{K3r}{100} \times \frac{K3t'}{K3t} \right) \times \frac{Kr}{K1r + \cdots + K3r} \right. \\
 & + \left. \frac{R1r}{100} \times \frac{R1t'}{R1t} + \cdots + \frac{R4r}{100} \times \frac{R4t'}{R4t} \right] \times \frac{Rr}{R1r + \cdots + R4r} \\
 & + \left. \frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1t'}{Z1t} + \cdots + \frac{Z4r}{100} \times \frac{Z4t'}{Z4t} \right] \times \frac{Zr}{Z1r + \cdots + Z4r} \\
 & + \frac{Sr}{100} \times \frac{St'}{St} \\
 & + \frac{100 - Kr - Rr - Zr - Sr}{100}
 \end{aligned}$$

P': 積算単価(積算地区、積算年)

P: 標準単価(東京17区、基準年月)

Kr: 標準単価における全機械(K1~K3、他)の構成比合計

K1r~K3r: 標準単価における代表機械規格K1~3の構成比

K1t~K3t: 代表機械規格K1~3の単価(東京17区、基準年月)

K1t'~K3t': 代表機械規格K1~3の単価(積算地区、積算年月)

Rr: 標準単価における全労務(R1~R4、他)の構成比合計

R1r~R4r: 標準単価における代表労務規格R1~4の構成比

R1t~R4t: 代表労務規格R1~4の単価(東京17区、基準年月)

R1t'~R4t': 代表労務規格R1~4の単価(積算地区、積算年月)

Zr: 標準単価における全材料(Z1~Z4、他)の構成比合計

Z1r~Z4r: 標準単価における代表材料規格Z1~4の構成比

Z1t~Z4t: 代表材料規格Z1~4の単価(東京17区、基準年月)

Z1t'~Z4t': 代表材料規格Z1~4の単価(積算地区、積算年月)

Sr: 標準単価における市場単価Sの構成比

St: 市場単価Sの所与条件における単価(東京17区、基準年月)

St': 市場単価Sの所与条件における単価(積算地区、積算年月)

(図 1-25-2)

〔8〕仮設材経費

1-26 仮設材経費算定基準

1. 損料の算定方法

損料で積算することができる仮設材は次式により算定するものとする。

(1) 異形ブロック型枠の損料 = 型枠 1 m²当たり 損料 × 延べ使用面積

(2) 鋼製型枠及び鋼製足場材の損料

$$= \text{基礎価格} \times \{ ((\text{償却費率} + \text{修理費及び損耗費率}) / \text{標準使用年数}) + \text{年間管理費率} \} \\ \times (1 / \text{年間標準供用日数}) \times \text{供用日数} \times \text{使用数量}$$

(3) ウエルポイント機械器具損料は(表1-26-1)による

(4) 上記以外の仮設材損料 = 基礎価格 × 損耗費率 × 使用数量

2. 貨料の算定方法

貨料で積算することができる仮設材は次式により算定するものとする。

(1) 鋼矢板及びH形鋼の貨料 = (市場単価 × 供用日数 + 1 現場当たり修理費及び損耗費) × 使用数量

(2) 覆工板の貨料 = (市場単価 × 供用日数 + 1 現場当たり修理費及び損耗費) × 使用数量

(3) たて込み簡易土留機材の貨料 = (市場単価 × 供用日数 + 1 現場当たり修理費及び損耗費) × 使用数量

(4) 異形ブロック型枠の貨料 = 市場価格 × 延べ使用面積

(5) 上記以外の仮設材貨料 = (市場価格 × 供用日数 + 1 現場当たり整備費等) × 使用数量

(注意)

- ① 上記の(1)、(2)に掲げる算式中の1現場当たり修理費及び損耗費は、賃貸取引市場における整備及び修理に必要な経費とし、市場価格による。
- ② 上記(3)に掲げる算式中の1現場当たり修理費及び損耗費は、(表1-26-2)による。
- ③ 上記(5)に掲げる算式中の1現場当たり整備費等は、賃貸取引市場における簡易な整備作業等に必要な経費とし、市場価格による。
- ④ 鋼矢板、H形鋼、覆工板及びたて込み簡易土留機材の1現場当たり修理費及び損耗費は、1現場における使用回数が2以上となるときは、次式により求めた補正率を乗じて補正することができる。

$$\text{補正率} = \frac{1}{2} (n + 1) \quad n : \text{鋼矢板等の使用回数}$$

使用回数とは、鋼矢板及びH形鋼は打込みから引抜き(山留用H形鋼については架設から解体)まで、覆工板は、敷設から撤去まで、たて込み簡易土留機材は、たて込みから引抜きまでをそれぞれ1回として算定した数をいう。

ウェルポイント機械器具損料算定表

(表1-26-1)

分類	品名	規格	基礎価格	1現場当たり 損		供用1ヶ月 当たり損料	
ウェル ポイ ント ポン プ	プラントポンプ (内訳)	φ150×18.5kw	円 2,830,000	% 15	425,000	% 5	円 142,000
	バキュームポンプ (付属品)	Q=3.2m ³ /min					
	真空計及びサイホン						
	冷却ホース						
	吸気ホース						
	排気ホース						
	ボルト・パッキン						
	キャブタイヤケーブル						
	ヒューガルポンプ (付属品)	Q=2.5m ³ /min					
	給水ホース						
	排水ホース						
	ボルト・パッキン						
	キャブタイヤケーブル						
	セパレートタンク	φ150	134,000	19	25,500	5	6,700
	チャックバルブ	φ150	138,000	7	9,660	5	6,900
	ゲートバルブ						
	ノッチタンク						
ウェル ポイ ント	ウェルポイント ライザーパイプ	φ50×0.7m	7,310	25	1,830	8	585
	"	φ40×5.5m	6,860	7	480	8	549
	"	φ40×3.6m	4,960	7	347	8	397
	"	φ40×1.8m	3,610	7	253	8	289
	"	φ40×1.0m	2,260	7	158	8	181
	ライザーソケット	φ40	416	5	21	5	21
ヘッ ダ ー ラ イ ン	スイングジョイント	φ40	7,690	17	1,310	6	461
	ヘッダーpaiپ	φ150×1.0m	7,760	5	388	5	388
	"	φ150×3.0m	20,900	5	1,050	5	1,050
	ヘッダーカップリング	φ150	3,470	13	451	7	243
	ヘッダー・エルボ(90°曲管)	"	8,380	5	419	5	419
	ヘッダー・ベント(135°曲管)	"	7,620	5	381	5	381
	ヘッダーチーズ(T字管)	"	9,150	5	458	5	458
敷設用 機材 部分	ヘッダーキャップ	"	5,850	5	293	5	293
	ジェットポンプ	φ80×15kw	1,210,000	10	121,000	5	60,500
	サクションホース	φ80×4.5m	40,500	20	8,100	8	3,240
	ジェットホース	φ50×20m	46,000	30	13,800	15	6,900
	フートバルブ	φ80	10,700	10	1,070	10	1,070
	ストップバルブ	φ50	11,000	25	2,750	5	550
	圧力計	φ50	5,480	100	5,480		
	スターカッター		20,800	10	2,080	10	2,080

備考 1. 機械器具損料は次式により求める。

$$\text{機械器具損料} = \text{供用1ヶ月(供用1日)当たり損料} \times \text{供用月数(供用日数)} + 1\text{現場当たり損料}$$

2. 供用1ヶ月当たり損料を供用1日当たり損料に換算するときは、次式による。

$$\text{供用1日当たり損料} = \text{供用1ヶ月当たり損料} \times 1/30$$

3. ヘッダーライン及びウェルポイント部分で海水又は機械器具に対して腐食作用のある薬液の影響を直接受ける箇所に敷設するものの損料は、現場条件を考慮し、50%の範囲内で増額補正することが出来る。

たて込み簡易土留機材修理費及び損耗費表

(表 1-26-2)

区分	1 現場当たり修理費及び損耗費	
	掘削幅 3m未満	掘削幅 3m以上 4.7m未満
たて込み簡易土留機材 (1セット 30m)	(円/m ²)	(円/m ²)
深さ 1.5m以上 3.5m以下	330	440
深さ 3.5m超え 6.0m以下	410	540
(1セット 15m)		
深さ 1.5m以上 3.5m以下	430	—

備考 1. 修理費及び損耗費は、整備費、ケレン・穴埋め・曲がり直し等の修理費、切梁破損、たて込み等による損耗費を含む。

2. 機材1組の長さは2~3mを標準とする。
3. 深さの規格は、最大掘削を適用する。
4. 本表にないものは別途考慮する。

切梁・腹起し等の部材質量算出表

(表 1-26-3)

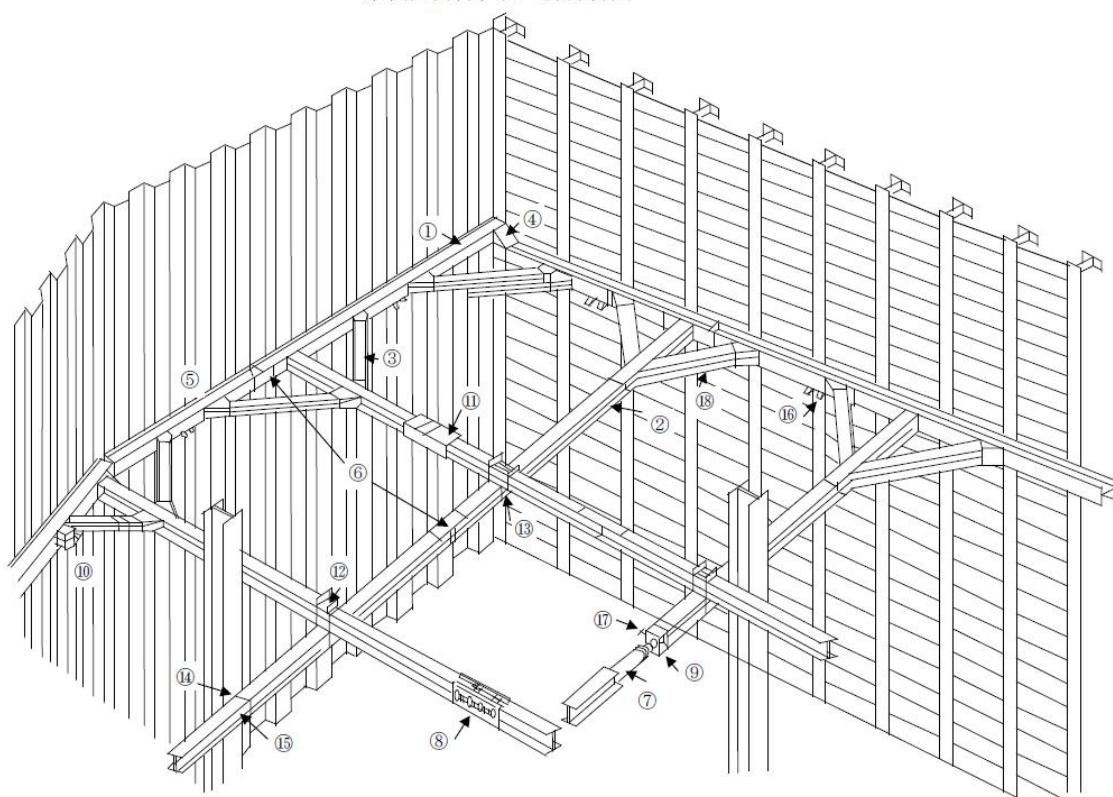
部材名	部品名	質量算出方法	備考
主部材	切梁、腹起し、火打梁、補助ピース	積上げ	キリンジャッキ・火打受ピース(火打ブロック)の長さに相当する部材長の質量を控除すること。
副部材(A)	隅部ピース、交差部ピース、カバープレート、キリンジャッキ、ジャッキカバー、ジャッキハンドル、火打受ピース、腰掛金物、(火打ブロック)	主部材質量 × 0.22 (0.67)	キリンジャッキ・火打受ピースの長さはどちらも50cmとする。 火打ブロックを使用する場合は()内の値とする。
副部材(B)	ブラケット、ボルト、ナット	主部材質量 × 0.04 (0.06)	1回毎全損とする 火打ブロックを使用する場合は()内の値とする。

備考 1. 運搬質量については、主部材、副部材(A)(リース材)について計上するものとし、副部材(B)(1回毎全損とするもの)については運搬質量として計上しない。

2. 設計書(積算書)明細書計上数量は、主部材となるH形鋼(切梁、腹起し、火打梁、補助ピース)の重量とする。

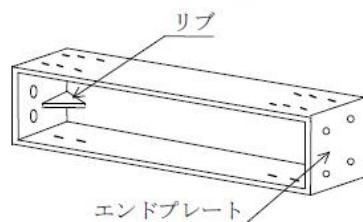
土留め・締切り概念図

鋼製山留材、組立部部材図



No	部材名	No	部材名
1	腹起	10	自在火打受ビース
2	切ばり	11	土圧計及び土圧計ボックス
3	火打ばり	12	交叉部ビース
4	隙部ビース	13	交叉部Uボルト
5	火打受ビース	14	締付用Uボルト
6	カバープレート	15	切梁プラケット
7	キリンジャッキ	16	腹起プラケット
8	ジャッキカバー	17	ジャッキハンドル
9	補助ビース	18	火打ブロック

主材H形鋼図



<参考>

H形鋼(加工材)の単位質量

規格	単位質量(kg/m)
200型	55.0
250型	80.0
300型	100.0
350型	150.0
400型	200.0

第3節 間接工事費及び一般管理費の積算基準

〔1〕共通仮設費

1-27 共通仮設費の内容

共通仮設費は間接工事費の一部であり、以下の内容により構成されている。これらの費用は、各工事種目に共通の費用であり、直接工事費のように工事目的物を形として残さない、いわば準備や手段といった間接的にかかる費用である。

1. 事業損失防止施設費

- (1) 工事施工に起因する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等を未然に防止するための仮施設の設置、撤去及び当該施設の維持管理に要する費用。
- (2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用。

2. 運搬費

機械器具等を、その所在する場所又は所在が推定される場所から工事現場内への搬入・搬出(組立・解体を含む。)に要する費用と、機械器具等の工事現場内での小運搬に要する費用とする。

3. 準備費

- (1) 準備及び跡片付けに要する費用
- (2) 調査、測量、丁張等に要する費用
- (3) 伐開、除根、除草、整地等に要する費用

4. 安全費

- (1) 安全施設に要する費用
- (2) 安全管理に要する費用
- (3) (1)～(2)までに掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

5. 役務費

- (1) 材料置場等の土地借上げに要する費用
- (2) 電力、用水等の基本料金

6. 技術管理費

- (1) 品質管理のための試験等に要する費用
- (2) 出来形管理のための測量、写真管理等に要する費用
- (3) 工程管理のための資料の作成に要する費用

7. 営繕費

- (1) 現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕に要する費用
- (2) (1)に係る土地・建物の借上げ費用
- (3) 労務者の輸送に要する費用

1-28 共通仮設費の積算基準

1. 工種区分

工種区分は、工事内容により適切に選定するものとし、「1-7 工種区分」のとおりとする。ただし、2種類以上の工種内容からなる工事についてはそれぞれの区分より算出した、直接工事費・事業損失防止施設費の合計額が最も大きい工種を適用する。

2. 事業損失防止施設費

事業損失防止施設費は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

3. 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び營繕費等の積算方法は、「1-7 工種区分」に基づき、所定の率計算による費用に積み上げ計算による費用を加算して行うものとする。

(1) 率計算による算定

率計算による算定方法は（表1-28-1）、（表1-28-2）及び（表1-28-3）に定める各工種の共通仮設费率を用い、次式により算定する。

なお、率の対象項目は（表1-28-4）に示すとおりである。

当該費用=対象金額×共通仮設费率

対象金額=直接工事費+事業損失防止施設費+支給品費+官貸額+準備費に含まれる処分費

ただし、率計算の算定に当たっては、下記に掲げる費用は対象金額に含めない。

① 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、ポンプ、グレーチング床版、合成床版製品費、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費

② 上記①を支給する場合の支給品費

（2）対象金額の算式中に記述の支給品費及び官貸額は「直接工事費+事業損失防止施設費」に含まれるものに限る。

4. 共通仮設费率の補正

施工地域を考慮した共通仮設费率の補正は、（表1-28-4）の適用条件に該当する場合、補正係数を乗じるものとする。

ただし、コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合等については、（表1-28-3）に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

5. 積み上げ計算による算定

積み上げ計算による算定方法は、（表1-28-7）に定める項目について現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。

共通仮設費率

(表 1-28-1)

対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を超えるもの		10億円を超えるもの 下記の率とする。	
	下記の率とする	下の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			
		a	b		
ほ場整備工事	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	
農用地造成工事	15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	
水路トンネル工事	22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	
水路工事	12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	
排水路工事	13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	
管水路工事	13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	
畑かん施設工事	13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	
コンクリート補修工事	12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	
ため池工事	14.20%	41.3	-0.0716	9.37%	
その他土木工事(1)	18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	
その他土木工事(2)	15.77%	124.8	-0.1387	7.05%	

(表 1-28-2)

対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超えるもの		10億円を超えるもの 下記の率とする。	
	下記の率とする	下の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			
		a	b		
河川工事	12.53%	238.6	-0.1888	4.77%	
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%	
道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%	
舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%	
管更新工事	10.24%	330.0	-0.2225	3.28%	

(表 1-28-3)

対象金額 適用区分 工種区分	3億円	3億円を超えるもの		50億円を超えるもの 下記の率とする。	
	下記の率とする	下の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			
		a	b		
フィルダム工事	7.57%	43.7	-0.0898	5.88%	
コンクリートダム工事	13.77%	3064.8	-0.2769	6.32%	

算定式は次によるものとする。

$$Y = a \cdot X^b$$

ただし、Y : 共通仮設費率 (%)

X : 対象金額 (円)

a, b : 変数値

(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

共通仮設费率の補正値

(表 1-28-4)

施工地域区分	工種区分	適用条件	補正係数	適用優先
		対象		
一般交通影響有り(1)-1	舗装工事	舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
一般交通影響有り(2)-1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.4	1
市街地(DID補正)(1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
一般交通影響有り(1)-2	舗装工事以外の工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2
一般交通影響有り(2)-2	舗装工事以外の工種	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)	1.2	3
市街地(DID補正)(1)-2	舗装工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5
中山間地域	全ての工種	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.1	6

注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照すること。
〔表1-28-5、表1-28-6参照〕

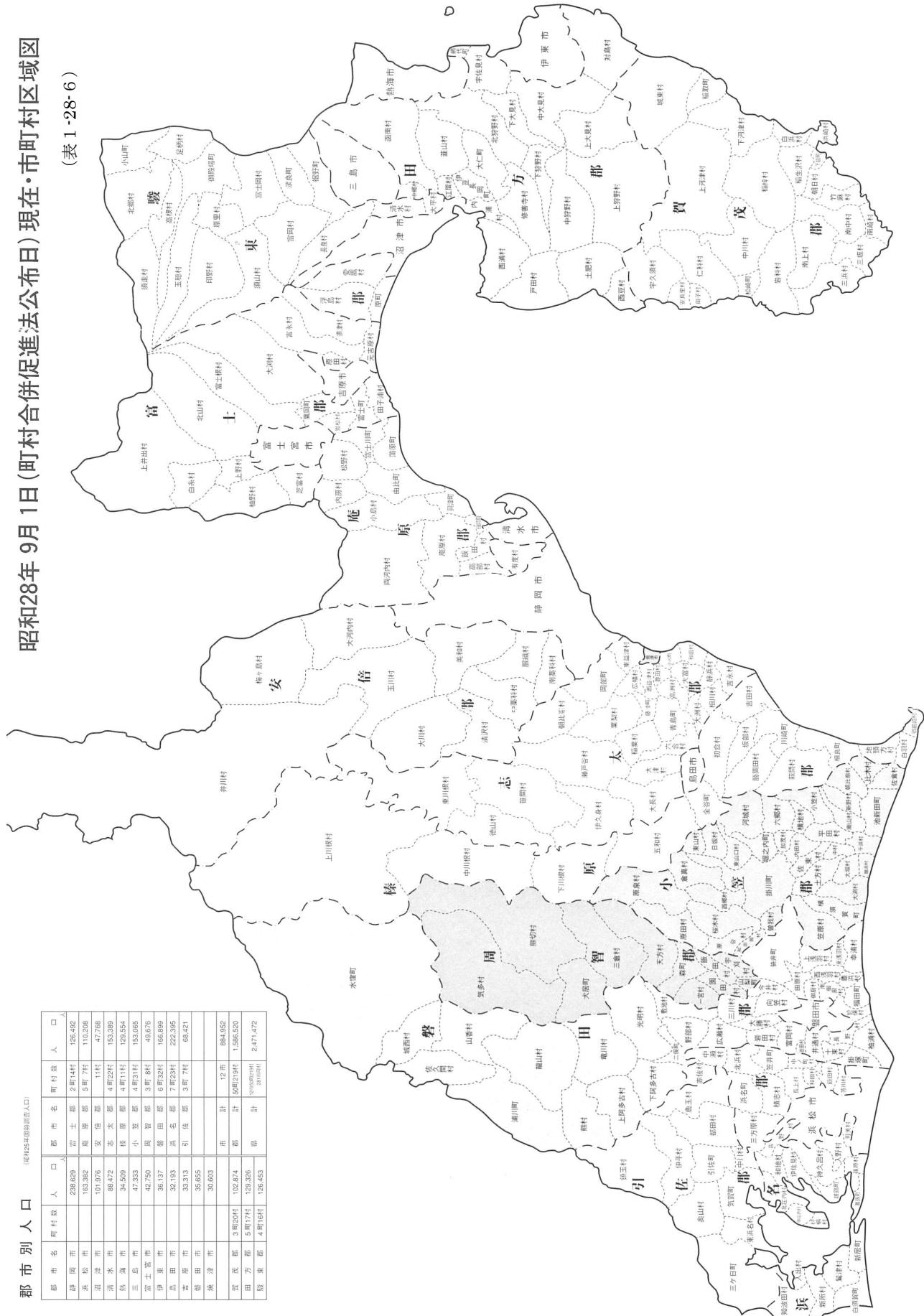
注3) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

【参考】県内農業地域類型一覧〔中間農業地域・山間農業地域〕（令和5年改訂）（表1-28-5）

市町名	旧町村名	
	中間農業地域	山間農業地域
静岡市葵区	美和村、南藁科村	中藁科村、大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村
静岡市清水区	小島村、庵原村、由比町	両河内村
浜松市西区	北庄内村、南庄内村、村櫛村、吉野村2-2	
浜松市北区	奥山村、鎮玉村、東浜名村	伊平村
浜松市天竜区	下阿多古村	光明村、上阿多古村、熊村、竜川村 犬居町、気多村、熊切村、龍山村 浦川町、佐久間村、山香村、城西村 水窪町
沼津市	内浦村、西浦村、浮島村2-1	戸田村
富士宮市	北山村、上井出村、白糸村、芝富村、内房村	袖野村
伊東市	宇佐美村、対島村	
島田市	大津村、大長村、五和村、日坂村2-2、伊久身村2-2	伊久身村2-1、笹間村2-1、下川根村、笹間村2-2
富士市	須津村、大淵村、松野村	吉永村
磐田市	野部村、敷地村	
掛川市	原田村、桜木村、倉真村、横須賀町	原泉村2-1
藤枝市	稻葉村、瀬戸谷村、岡部町、朝比奈村	
御殿場市	玉穂村	印野村
下田市	稻生沢村、白浜村、浜崎村、朝日村	稻梓村
裾野市	富岡村、深良村、	須山村
湖西市	知波田村	
伊豆市	修善寺町、下狩野村、北狩野村2-1、西豆村、中大見村、下大見村	土肥町、中狩野村、上狩野村 上大見村
伊豆の国市	北狩野村2-2	
牧之原市	地頭方村	
東伊豆町	稻取町、城東村	
河津町	下河津村	上河津村
南伊豆町	竹麻村、南中村、南崎村、南上村、三坂村、三浜村	
松崎町		岩科村、中川村
西伊豆町	田子村	仁科村、安良里村、宇久須村
小山町	小山町、足柄村、北郷村2-1	須走村
川根本町		中川根村、徳山村、上川根村、東川根村
森町	森町、一宮村	天方村、三倉村、原泉村2-2

昭和28年9月1日(町村合併促進法公布日)現在・市町村区域図

(表1-28-6)



共通仮設費率適用範囲（一般土木工事に適用）

(表1-28-7)

項目	率の対象項目
運搬費	<p>1 建設機械器具の運搬等に要する費用</p> <p>(1) 質量 20t 未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用</p> <p>(2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用</p> <p>(3) 建設機械の自走による運搬に要する費用</p> <p>(4) 建設機械等の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用</p> <p>(5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用</p>
準備費	<p>1 準備及び跡片付けに要する費用</p> <p>(1) 準備に要する費用</p> <p>(2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用</p> <p>2 調査・測量、丁張等に要する費用</p> <p>(1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用</p> <p>(2) 縦・横断面図の照査等に要する費用</p> <p>(3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用</p> <p>3 準備として行う以下に要する費用</p> <p>(1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐開作業を除く）</p> <p>(2) 除根、除草、整地、段切り（ため池及びダムの堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）</p>
安全費	<p>1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>2 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く）</p> <p>5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用</p> <p>6 酸素欠乏症の予防に要する費用</p> <p>7 粉塵作業の予防に要する費用（「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する）</p> <p>8 トンネル等における防火安全対策に要する費用</p> <p>9 安全用品等に要する費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）</p> <p>10 安全委員会等に要する費用</p>
役務費	
技術管理費	<p>1 品質管理基準に含まれる試験に要する費用</p> <p>2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用</p> <p>3 工程管理のための資料の作成等に要する費用</p> <p>4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用</p> <p>5 建設材料の品質記録保存に要する費用</p> <p>6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用</p> <p>8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用</p> <p>9 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>10 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）</p> <p>11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用</p>
営繕費	<p>1 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用</p> <p>2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用</p> <p>3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く）</p> <p>4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事）</p>

項 目		率 に 別 途 加 算 で き る 項 目
運 搬 費		<p>1 建設機械器具の運搬等に要する費用</p> <p>(1) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用</p> <p>(2) 器材のうちスライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用</p> <p>2 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用</p> <p>3 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用</p> <p>4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用</p> <p>(運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む)</p> <p>5 建設機械器具、仮設材及び建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む）</p> <p>6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用</p>
準 備 費		<p>1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用</p> <p>2 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事）</p> <p>3 工事に必要な施工区域外の土取場及び建設発生土受入地等の伐開、除根、除草等に要する費用（運用事項）</p> <p>4 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用</p> <p>5 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用</p> <p>(1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用</p> <p>(2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用</p> <p>6 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用</p>
安 全 費		<p>1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用</p> <p>(1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</p> <p>2 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料</p> <p>3 高圧作業の予防に要する費用</p> <p>4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用</p> <p>5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用</p> <p>6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</p>
役 務 費		<p>1 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く）</p> <p>2 電力、用水等の基本料金</p> <p>3 電力設備用工事負担金（電力会社が設置した施設の負担金）</p>
技術管理費		<p>1 特別な品質管理等に要する費用</p> <p>(1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用</p> <p>(2) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用</p> <p>(3) 土質試験（品質管理基準に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用</p> <p>(4) コンクリート補修工事における品質管理試験（品質管理基準に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用</p> <p>2 現場条件等により積上げを要する費用</p> <p>(1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用</p> <p>(2) 試験盛土等の工事に要する費用</p> <p>(3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用</p> <p>(4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用</p> <p>3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <p>4 I C T建設機械に要する以下の費用</p> <p>(1) 保守点検</p> <p>(2) システム初期費</p> <p>(3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>5 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>
営 繕 費		<p>1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリート工事を除く）</p> <p>2 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用</p> <p>3 その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用</p>

1-29 運搬費（積上分）算定基準

1. 運搬費積上内容

(1) 共通仮設費に計上する運搬費

- 1) 建設機械器具の運搬等に要する費用
・質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車による搬入・搬出（組立・解体を含む）に要する費用
- 2) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用
- 3) その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用

(2) 直接工事費に計上する運搬費

- 1) 鋼桁、門扉等工場製作に係る製品を製作工場から据付現場までの荷造・運搬に要する費用

2. 運搬費積上算定

(1) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による搬入・搬出に要する費用。

質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による搬入・搬出に要する費用の積算は次式により行うものとする。ただし、組立・解体等を必要とするものについては必要に応じて、組立・解体に要する費用及び積込・積卸しに要する費用を見積りにより計上する。

$$U = A + M + K \text{ (又は } K' \text{)}$$

U : 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬費 (円)

A : 基本運賃料金 (円)

表 1-29-1 によるものとする。

運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、運賃について下表に掲げてある基本運賃は、運賃割増(特大品・悪路・冬期・深夜早朝・地区等)の有無にかかわらず適用できる。

M : その他の諸料金 (円)

1) 組立・解体に要する費用

重建設機械の組立・解体を必要により計上する。

2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

- a 荷役機械使用料
- b 自動車航送船使用料
- c 有料道路利用料
- d その他

K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (円)

K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料 (円)

運搬される建設機械（被運搬建設機械）の運搬中の賃料及び損料を計上する。

積算方法は「(2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料及び損料」による。

注) 建設機械運搬方法等は、表 1-29-2 による。

(2) 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) 及び損料 (K')

運搬される建設機械の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料 = 運搬される機械の供用 1 日当たり賃料 (円) × 運搬に要する日数 (日)

K = 運搬される建設機械の運搬中の供用 1 日当たり賃料 (円) × L / (輸送速度 × 8)

運搬中の損料 = 運搬される機械の供用 1 日当たり損料 (円) × 運搬に要する日数 (日)

K' = 運搬される建設機械の運搬中の供用 1 日当たり損料 (円) × L / (輸送速度 × 8)

L : 運搬距離 (km) 基地から現場までの片道距離とする。

・運搬に要する日数の端数処理は少数第 2 位を四捨五入し、少数 1 位止めとする。

・運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なおトラックによる輸送は時速 30km/h を標準とする。

・分解・組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料 (K) が考慮されている。

- ・油圧式杭圧入引抜機(鋼矢板V L・VI L・II w・III w・IV w型用)の運搬が必要な場合は、別途考慮すること

基本運賃表(表1-29-1)

貨物 自動車 規格	機械名	規格	20km まで (円)	50 km まで (円)	100 km まで (円)	150 km まで (円)	200 km まで (円)	200km を超 20km 増す毎 に(円)
20t 車 以上 30t 車 まで	路面切削機	2.0m	62,500					
	スタビライザ	深 0.6m 幅 2.0m						
		深 1.2m 幅 2.0m						
	自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm						
	油圧式杭 圧入引抜機	鋼矢板 II・III・IV 型用						
	バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4m ³ /平積 0.3m ³						
	各種	—						

(注) 1. 450km を超える場合は別途考慮する。

2. 誘導車・誘導員の費用を含んでいる。

建設機械運搬方法(表1-29-2)

機械名	規格	車載		備考
		車種	機械質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	トレーラ	28.50	
スタビライザ (路床改良用)	幅 2.0m、深さ 0.6m	トレーラ	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	幅 2.0m、深さ 1.2m	トレーラ	24.70	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	トレーラ	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板 II・III・IV型用	トレーラ	29.70	
バックホウ (超ロングアーム型)	山積 0.4m ³ /平積 0.3m ³	トレーラ	22.00	

(注) 1. 貨物自動車による運搬を計上する。

2. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

F 1 : 冬期割増率

(表 1-29-4)

地 域	期 間	割 増 率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域		
岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡	自 12月1日 至 3月31日	2割
福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡		
岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡		

F 2 : 深夜・早朝割増

(表 1-29-5)

午後10時から午前5時まで	3割
---------------	----

G : 運搬質量 (t)

H : その他の諸料金 (円)

その他、下記事項の料金を必要により計上する。

- a. 有料道路使用料
- b. 自動車航送船使用料
- c. その他

(注) 深夜・早朝割増については「製品長 12m以内」に限り計上する。

3) 仮設材等（敷鉄板を除く）の積込み、取卸しに要する費用は下表による。

(表 1-29-6)

場 所	作 業	費 用 (円/t)	
		片 道	往 復
現 場	積込み	1,500	3,000
	取卸し		
	積込み	1,500	
基 地	取卸し		

4) 敷鉄板の積込み、取卸しに要する費用は下表による。

(表 1-29-7)

場 所	作 業	費 用 (円/t)	
		片 道	往 復
基 地 仮 置 場	積込み	750	1,500
	取卸し	750	

(注) 現場における取卸し、積込みに要する費用は、「敷鉄板設置撤去」歩掛に含まれているため、仮置きが必要になった場合のみ計上する。

5) 貨料適用の重建設機械（油圧伸縮ジブ型 80t 吊以上）及びクローラクレーン（油圧駆動式ワインチ・ラチスジブ型 35t 吊以上）の分解組立時にかかる本体貨料及び運搬中の本体貨料は、積上げによるものとする。

1-30 重建設機械の分解・組立・運搬費

1. 分解・組立適用範囲

本歩掛は、工事現場に搬入搬出する標準的な重建設機械の分解、組立及び輸送に適用し、適用する建設機械は次表とする。

適用建設機械

(表1-30-1)

機械区分	適用建設機械
ブルドーザ	ブルドーザ（リッパ装置付を含む） 普通 21t級以上～44t級以下 湿地 20t級以上～28t級以下
バックホウ系	バックホウ（超ロングアーム型は除く） 山積 1.0m ³ 以上～2.1m ³ 以下 (平積 0.7m ³ 以上～1.5m ³ 以下) 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4m ³ 以上～0.6m ³ 以下
クローラクレーン系	クローラクレーン [油圧駆動式ワインチ・ラチスジブ型] ・機械駆動式ワインチ・ラチスジブ型] 吊り能力 16t以上～300t以下 クラムシェル [油圧ロープ式] 平積 0.6m ³ 以上～3.0m ³ 以下 バイブロハンマ [クローラクレーン・油圧駆動式ワインチ・ラチスジブ型・50～55t吊]
トラッククレーン系	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] オールテレンクレーン [油圧伸縮ジブ型] 吊り能力 100t以上～550t以下
クローラ式杭打機	ディーゼルハンマ 油圧ハンマ アースオーガ（二軸同軸式を含む） ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20t以上～150t以下
オールケーシング掘削機 掘削機	オールケーシング掘削機 [クローラ式] 掘削径 2,000mm以下 オールケーシング掘削機 [スキッド式] 掘削径 2,000mm以下
地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量 20t以上～120t以下 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機（付属機器除く） 深層混合処理機 プレファブリケイティッドバーチドレン打機 機械質量 20t以上～180t以下
トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20t以上～60t以下

(注) トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 20t～50t吊）ラフテレンクレーン（油圧ジブ型 20t～70t吊）は共通仮設費率内に計上されているため輸送費を別途考慮しない。

2. 施工歩掛

2-1 使用機械の規格選定

分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。

クレーンの規格選定

(表 1-30-2)

機 械 区 分	規 格	分解組立用クレーン	
		名 称	規 格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表 1-30-1 参照	ラフテレンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊
ブルドーザ	21t 級以下	ラフテレンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊
	44t 級以下		
地盤改良機	質量 60t 以下	ラフテレンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊
	質量 120t 以下		60t 吊
	質量 60t 以下		
	質量 120t 以下		
	質量 180t 以下		
クローラクレーン系	35t 吊以下 (クラムシェル平積 0.6m ³ 含む)	ラフテレンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	25t 吊
	80t 吊以下 (クラムシェル平積 2.0m ³ 以下含む)		60t 吊
	150t 吊以下 (クラムシェル平積 3.0m ³ 以下含む)		
	300t 吊以下		
トラッククレーン系	表 1-30-1 参照	ラフテレンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	70t 吊
	200t 吊以上 360t 以下	リフター [せり上げ能力]	50t
	550t 吊以下		
クローラ式杭打機	質量 60t 以下	ラフテレンクレーン 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)	60t 吊
	質量 100t 以下		
	質量 150t 以下		
オールケーシング掘削機 (スキッド式)	表 1-30-1 参照	クローラクレーン 油圧駆動式ワインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)	60～65t 吊

機 械 区 分	規 格	分解組立用クレーン	
		名 称	名 称
オールケーシング掘削機 (スキッド式)	表 1-30-1 参照 本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)]70t 吊 を使用する場合	クローラクレーン 油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)	70t 吊
	表 1-30-1 参照 本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型 (第3次基準値)]100t 吊 を使用する場合	クローラクレーン 油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)	100t 吊
	表 1-30-1 参照 本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型 (2011年規制)]100t 吊 を使用する場合	クローラクレーン 油圧駆動式 ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型 (2011年規制)	100t 吊

- (注) 1. ラフテレンクレーン、リフターは、賃料とし、クローラクレーンは損料とする。
 なお、リフター(せり上げ能力 50t)の供用 1 日あたり賃料は、224,000 円を標準とする。
 (オペレーター、燃料油脂費を含み、回送、運搬費を含まない。)
 2. 現道上及び高架下等のラフテレンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用することができる。
 3. 現場条件により上表により難い場合は、別途考慮する。

2-2 歩掛

分解組立1台1回当たり歩掛は、次表とする。

歩掛

(表1-30-3)

機械区分	規格区分	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解+組立)	クレーン 運転歩掛 (日) (分解+組立)	運搬費等率 (%)	諸雑費率 (%)
ブルドーザ	21t級以下	2.8	2.1	155	21
	44t級以下	4.6	3.4	153	21
バックホウ系	山積1.4m ³ 以下 (油圧ケーブル・テレスコピック0.4m ³ 以上 0.6m ³ 以下含む)	2.7	1.4	250	24
	山積2.1m ³ 以下	4.5	2.3	256	25
クローラクレーン系	35t吊以下 (ケーブル平積0.6m ³ を含む)	3.0	0.8	444	22
	80t吊以下 (ケーブル平積2.0m ³ 以下含む)	5.5	1.5	434	21
	150t吊以下 (ケーブル平積3.0m ³ 以下含む)	11.3	3.1	315	15
	300t吊以下	20.5	5.7	313	15
トラッククレーン系	120t吊以下	4.3	1.5	394	75
	160t吊以下	5.7	1.9	409	78
	360t吊以下	11.7	4.0	399	75
	550t吊以下	20.9	7.1	401	76
	200t吊以上360t吊以下 (リフターを使用する場合)	11.0	2.7	392	83
	550t吊以下(リフターを使用する場合)	19.4	4.9	390	83
クローラ式杭打機	60t以下	8.6	2.1	163	2
	100t以下	15.5	3.7	164	2
	150t以下	23.5	5.6	163	2
オールケーシング掘削機 [クローラ式]	—	3.9	3.4	595	5
オールケーシング掘削機 [スキッド式]	—	4.9	11.9 (h)	558	4
	本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]70t吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	490	4
	本体工事でクローラクレーン[油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型(第3次基準値)]100t吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	370	3

オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕		本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチジップ型排出ガス対策型（2011年規制）〕100t 吊を使用する場合	4.9	11.9 (h)	361	3
地盤改良機	中間混合処理機	60t 以下	16.0	2.4	265	4
		120t 以下	41.2	6.3	211	3
	サンドバブル打機	60t 以下	16.0	2.4	213	3
		120t 以下	41.2	6.3	211	3
	粉体噴射攪拌機	180t 以下	64.6	9.9	210	3
トンネル用機械		—	5.4	2.0	582	8

(注) 1. 分解・組立の合計であり、内訳は分解50%、組立50%である。

2. 標準的作業に必要な装備品・専用部品が含まれている。

3. 運搬費等に下記①～⑤の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じて計上する。

① トラック及びトレーラによる運搬費〔往復〕（誘導車、誘導員含む）

② 自走による本体の賃料・損料

③ 運搬中の本体賃料・損料

④ 分解・組立時の本体賃料

⑤ ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

4. 諸雑費は、分解・組立のみを計上する際に適用し、下記①～②の費用が含まれており、労務費・クレーン運転費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

① 分解・組立時の本体賃料

② ウエス、洗浄油、グリス、油圧作動油等の費用

5. その他

・深層混合処理機（二軸式90kW×2）は、地盤改良機（機械質量180t以下）を適用する。

・粉体噴射攪拌機（単軸式19.6kN・m×1）は、地盤改良機（機械質量60t以下）を適用する。

・粉体噴射攪拌機（二軸式55kW×2）は、地盤改良機（機械質量120t以下）を適用する。

・粉体噴射攪拌機（二軸式90kW×2）は、地盤改良機（機械質量120t以下）を適用する。

〔2〕現場管理費

1-31 現場管理費の内容

現場管理費は工事原価の一部として位置づけられている費用であり、工事の施工において現場で必要となる労務管理、安全管理などのいわゆる工事監理を実施するのに必要な経費である。

1. 労務管理費

現場労務者に係る次の費用

- (1) 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- (2) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- (3) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業被服の費用
- (4) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (5) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

2. 安全訓練等費

現場労務者の安全・衛生に要する費用、研修訓練等に要する費用

3. 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与等の費用。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬、運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

4. 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

5. 法定福利費

現場従業員及び現場労務者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

6. 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

7. 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

8. 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

9. 動力用水光熱費

事務所及び宿舎等で使用される電力、水道、ガス等の費用（基本料金を含む）

10. 交際費

現場への来客等の応対に要する費用

11. 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にて巨額なものは除く。

12. 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

13. 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料を除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険その他の損害保険の保険料

14. 外注経費

工事を専門業者等に外注する場合に必要となる経費

15. 工事登録等費

工事実績の登録等に要する費用

16. 公共事業労務費調査に要する費用

17. 雜費

1～16までに属さない諸費

1-32 現場管理費の算定

現場管理費は工種区分に従い、(表1-32-1)、(表1-32-2)及び(表1-32-3)により求めた現場管理費率で次式により算定する。

$$\text{現場管理費} = \text{対象金額} \times \text{現場管理費率}$$

$$\text{対象金額} = \text{純工事費 (直接工事費+共通仮設費)} + \text{支給品費} + \text{官貸額}$$

現 场 管 理 費 率

(表1-32-1)

工種区分 対象金額 適用区分	現 场 管 理 費 率			(表1-32-1)	
	300万円以下	300万円を超え10億円以下			
	下記の率とする	a	b		
ほ 場 整 備 工 事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%	
農 用 地 造 成 工 事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%	
水 路 ト ネ ル 工 事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%	
水 路 工 事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%	
排 水 路 工 事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%	
管 水 路 工 事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%	
畑 か ん 施 設 工 事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%	
コ ン ク リ ッ ト 補 修 工 事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%	
た め 池 工 事	42.57%	181.7	-0.0973	24.19%	
そ の 他 土 木 工 事 (1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%	
そ の 他 土 木 工 事 (2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%	

(表1-32-2)

工種区分 対象金額 適用区分	現 场 管 理 費 率			10億円を超えるもの	
	700万円以下	700万円を超え10億円以下			
	下記の率とする	a	b		
河 川 工 事	43.43%	1,276.7	-0.2145	14.98%	
海 岸 工 事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%	
道 路 改 良 工 事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%	
舗 装 工 事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%	
管 更 生 工 事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%	

(表1-32-3)

工種区分 対象金額 適用区分	現 场 管 理 費 率		50億円を超えるもの
	3 億円以下	3 億円を超え50億円以下	
	下記の率とする	a	
フ ィ ル ダ ム 工 事	33.56%	184.8	-0.0874
コ ン ク リ ッ ト ダ ム 工 事	30.41%	41.0	-0.0153

算定式は次によるものとする。

$$Y = a \cdot X^b$$

Y : 現場管理費率 (%) X : 対象金額 (単位 : 円)

a、b : 変数値

(注) Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

1-33 現場管理費の補正

1. 施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正については、(表1-33-1)の補正值を乗じるものとする。
ただし、コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。
2. 災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合等については、(表1-33-1)に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

現場管理費率の補正值

(表1-33-1)

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	舗装工事2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台／日以上の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。		
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む）	1.2	1
市街地（DID補正） (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事以外の工種	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台／日以上の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事以外の工種	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む）	1.1	3
市街地（DID補正） (1)-2	舗装工事以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5
中山間地域	全ての工種	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.0	6

注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。

なお、DID地区とは、総務省統計局国税調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地区をいう。

注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照すること。

〔表1-28-5、表1-28-6参照〕

注3) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

[3] 一般管理費等

1-34 一般管理費等

積算基準では一般管理費と付加利益をあわせて一般管理費等として位置づけている。

一般管理費等は、受注者の本支店等で必要となる一般管理費及び給与など諸費用の付加利益であり、工事施工に当たる受注者の継続運営していくための経費である。

1-35 一般管理費の内容

1. 役員報酬

取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与金（損金算入分）

2. 従業員給料手当

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与

3. 退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

4. 法定福利費

本店及び支店の従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

5. 福利厚生費

本店及び支店の従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用

6. 修繕維持費

建物、機械装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

7. 事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費

8. 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

9. 動力用水光熱費

電力、水道、ガス等の費用

10. 調査研究費

技術研究、開発等の費用

11. 広告宣伝費

広告、宣伝、公告に要する費用

12. 交際費

本店及び支店等における来客等の応対に要する費用

13. 寄付金

14. 地代家賃

事務所、寮、社宅等の借地借家料

15. 減価償却費

建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額

16. 試験研究費償却

新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額

17. 開発費償却

新技術若しくは新経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

18. 租税公課

不動産取得税、固定資産税等の租税、道路占用料その他の公課

19. 保険料

火災保険及びその他の損害保険料

20. 契約保証費

契約の保証に必要な費用

21. 雜費

電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

1-36 付加利益の内容

1. 法人税、都道府県民税、市町村民税等

2. 株主配当金

3. 役員賞与（損金算入分を除く）

4. 内部留保金

5. 支払利息、割引料、支払保証料その他の営業外費用

1-37 一般管理費の算定

一般管理費の算定は、（表 1-37-1）により求めた一般管理費等率で次式により算定する。

一般管理費等 = 工事原価（純工事費 + 現場管理費）×一般管理費等率

一般管理費等率

前払い金支出割合が 35%を超える場合

（表 1-37-1）

工事原価	500 万円以下	500 万円を超える 30 億円以下	30 億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y p)	23.57%	$-4.97802 \cdot \log X_p + 56.92101$	9.74%

注 1) X p = 工事原価（単位：円）

注 2) Y p の算出に当たっては、少数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。（単位：%）

1-38 一般管理費の補正

1. 前払金支出割合による補正

静岡県建設工事執行規則第 42 条により、前払支出割合が

○請負代金額 200 万円以上の金額について 4 / 10 の額

となっているので、一般管理費等率はそれぞれの前払支出割合により当該補正係数（K 値）を乗じて得た率とする。

工事原価と補正係数の取扱いは下記の C p - K 値を基準とし、（表 1-38-1）により当該工事の一般管理費等率（C p 値）を決定するものとする。

(表1-38-1)

工事原価 (C p) 円	前払支出割合 %	補正係数 (K)
1,472,849 以下	0	1.05
1,472,850 以上	40	1.00

※施設機械工事については、下表による。

工事原価 (C p) 円	前払支出割合 %	補正係数 (K)
1,442,498 以下	0	1.05
1,442,499 以上	40	1.00

(参考)

前払金支出割合が静岡県と異なる市町については、それぞれの前払金支出割合に従って補正係数を(表1-38-2)より求め一般管理費等率を決定するものとする。

一般管理費等率の補正 (表1-38-2)

前払金支出割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下
補正区分	1.05	1.04	1.03	1.01

(注1) 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 契約保証に係る補正

契約の保証を要する工事請負契約(請負代金300万円以上)については、その費用として、前払金支出割合による補正を行った値に(表1-38-3)の補正值を加えるものとする。

契約保証に係る補正 (表1-38-3)

保証の方法	補正值 (%)
発注者が金銭的保証制度を必要とする場合。	0.04

(注1) 契約保証に必要な費用を計上する場合は、当初契約の積算に見込むものとする。

1-39 支給品等の取扱い

資材等の支給及び官貸をするときは、当該支給品費及び官貸額は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

[4] 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の留意事項

1-40 産業廃棄物処分費等の補正の取扱いについて

「処分費等」とは、次のものとする。

- (1) 産業廃棄物等を最終処分場での埋立て処分費、再生資源化施設での受入費、産業廃棄物処分業者による運搬費等（産業廃棄物処分業者の経費を含む。）

	直接工事費計上項目	
	運搬費	処分費
ケース 1	施工業者が直接運搬を行う場合 (標準歩掛等により計上)	産業廃棄物処分業者が処理を行う場合 (見積りにより産廃処分業者が定めた料金により計上)
ケース 2		産業廃棄物処分業者が運搬・処理を行う場合 (見積りにより産廃処分業者が定めた料金により計上)

注) ■ の範囲内が処分費等の対象を示す。

- (2) 有料道路利用料
(3) 建設発生土を有料処分地で処分する場合の費用

処分費等を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費（準備費に含まれる処分費を含む）に計上し、間接工事費の積算は、下表のとおりとする。

(表 1-40-1)

区分	処分費等が共通仮設費対象金額の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象金額の3%を超える場合、又は処分費等が3千万円を超える場合
共通仮設費 現場管理費 一般管理費等	処分費等は全額を率の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象金額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

- (注) 1. 表中の処分費等は準備費に含まれる処分費を含む。
 2. 準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。
 3. これにより難い場合は、別途考慮する。

1-41 各間接工事費等の対象額区分について

対象額の区分は下表のとおりとする。

(表 1-41-1)

間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	備考
対象額 項目	対象額	直接工事費+共通仮設費+支給品費+官貸額=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	
桁等購入費	×	○	○	
処分費等	別途「1-40 産業廃棄物処分費等の補正の取扱いについて」参照			
支給品費等	桁等購入費 一般材料費 別途製作の製作費 電力	×	○	×
	○	○	×	
	×	×	×	
官貸額	○	○	×	
現場発生品	×	×	×	

- (注) 1. 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+官貸額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。
 2. 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブル購入費をいう。
 3. 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再利用する場合をいう。